

小牧市ごみ処理基本計画

(小牧市食品ロス削減推進計画)

(令和8年度～令和17年度)

～(仮)資源循環型社会の実現～

[案]

令和7年10月

小 牧 市

小牧市民憲章

わたしたち小牧市民は、小牧を

市制施行30周年

- 一、健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう。
- 一、感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう。
- 一、緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう。
- 一、高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう。
- 一、希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう。

小牧市民憲章は、市民の道しるべとして、健康で明るい生活を送るため、また、市民一人ひとりの心構えや果たすべき役割を明確化し、心ふれあう豊かな社会を形成するため、小牧市制施行30周年を記念し、昭和60年5月15日に制定されました。

こども夢・チャレンジNo.1 都市宣言（要約）

市制施行60周年

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援することで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまちになっていくと確信します。

そこで、私たち小牧市民は、

- 一、こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一、世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
- 一、支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

このようなまちの実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1都市」とすることを、ここに宣言します。

こども夢・チャレンジNo.1 都市宣言は、小牧市の特徴である「子育て支援が充実している」姿を一層高め、「こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまち」を小牧市全体で目指し、市内外に発信していくため、小牧市制施行60周年を記念し、平成27年5月17日に宣言しました。

目 次

第1章 基本的事項.....	1
第1節 小牧市の概要.....	1
第2節 計画の背景・目的.....	3
第3節 計画の位置づけ.....	4
第4節 計画の範囲.....	5
第5節 計画の期間.....	5
第6節 ごみの発生・排出量に関する定義.....	6
第2章 現状と評価.....	7
第1節 収集・運搬の現状.....	7
1) ごみ・資源の分別区分と収集体制.....	7
2) ごみ・資源の市内拠点回収場所.....	8
3) ごみ・資源の排出量の推移.....	9
4) ごみの組成.....	11
第2節 中間処理の現状.....	12
1) 小牧岩倉エコルセンターによるごみの中間処理.....	12
2) 市による資源の中間処理.....	16
第3節 再資源化の現状.....	17
1) 再資源化の流れ.....	17
2) 再資源化量の推移.....	18
第4節 最終処分の現状.....	19
第5節 現状の評価.....	20
1) 前計画の実施状況.....	20
2) 前計画による目標の達成状況.....	27
3) 課題整理.....	29
第3章 ごみ処理基本計画.....	31
第1節 基本理念・基本方針.....	31
第2節 減量・再資源化目標.....	33
第4章 目標の達成に向けた取組.....	35
第1節 施策体系.....	35
第2節 基本方針1「ごみ減量化及び適正処理の推進」.....	36
第3節 基本方針2「5Rの推進」.....	37
第4節 基本方針3「柔軟で経済的なごみ処理システムの構築」.....	40
第5章 個別計画.....	41
1) 特別管理一般廃棄物.....	41
2) 適正処理困難物.....	41
3) 在宅医療廃棄物.....	42
4) 災害廃棄物.....	42

5) 不法投棄防止対策.....	42
第6章 食品ロス削減推進計画.....	43
第1節 食品ロスとは.....	43
第2節 愛知県の状況.....	44
1) 家庭系食品ロスの現状.....	44
2) 事業系食品ロスの現状.....	45
第3節 本市の状況.....	46
1) 家庭系ごみの組成.....	46
2) 食品ロス発生量の推計.....	47
第4節 基本理念.....	48
第5節 数値目標.....	49
第6節 求められる役割と行動.....	50
1) 市民の役割.....	50
2) 事業者の役割.....	50
3) 本市の役割.....	50
第7節 食品ロス削減に向けた取組.....	51
1) 啓発活動の推進.....	51
2) 家庭系食品ロスの削減.....	51
3) 事業系食品ロスの削減.....	51
第7章 計画推進・管理計画.....	52

【用語集】

第1章 基本的事項

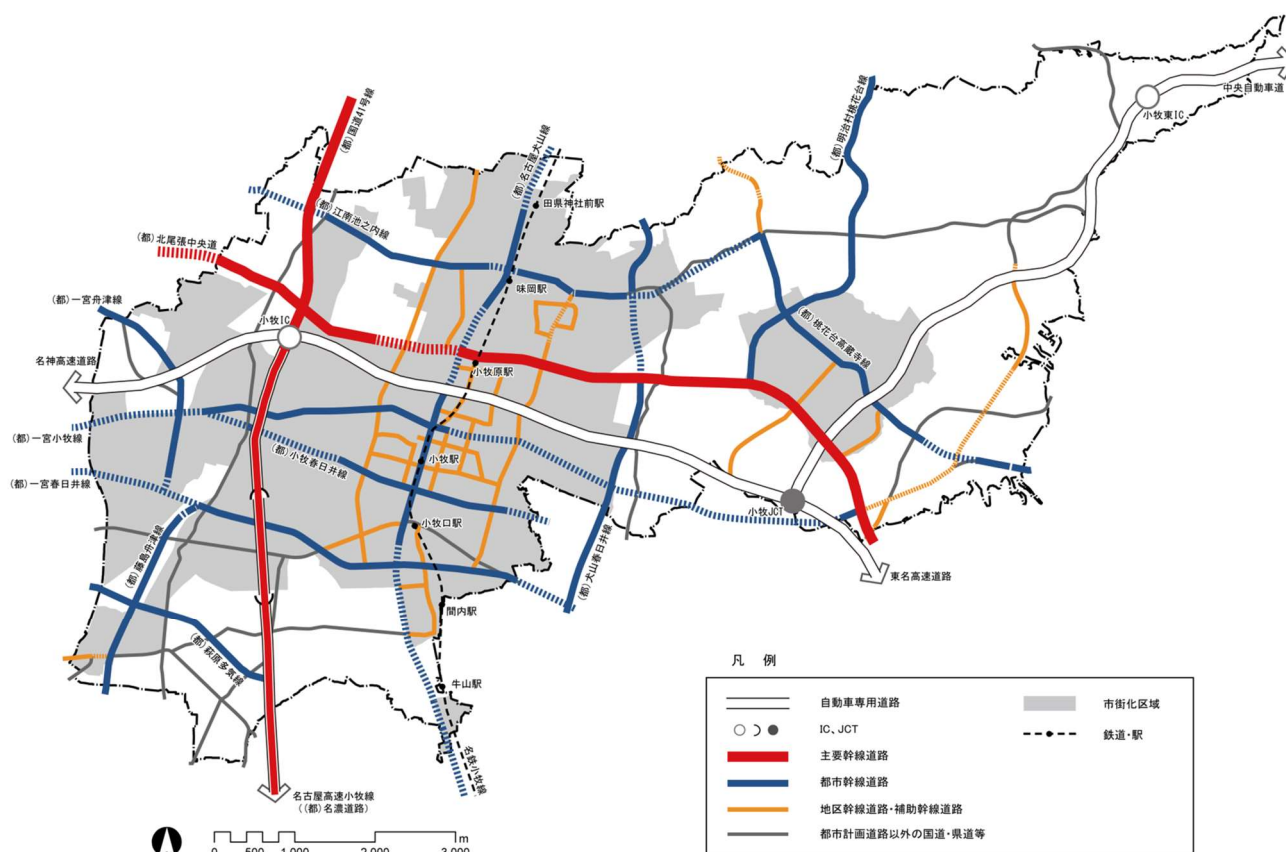
第1節 小牧市の概要

小牧市（以下「本市」という。）は、名古屋市の北方約15km、濃尾平野のほぼ中心に位置し、市域面積は62.81km²です。昭和30年に小牧町、味岡村、篠岡村の3町村が合併し、愛知県下21番目の市として誕生しました。その後、昭和38年に北里村と合併して現在の市域となり、令和7年には市制施行70周年を迎えています。

市制施行当時は田園都市でしたが、高度経済成長期に入ると、中部の空の玄関名古屋空港、さらには名神高速道路・東名高速道路・中央自動車道の3大ハイウェイの結節点という立地に恵まれ、陸上交通要衝都市の性格を有する内陸工業都市として発展しています。

さらに、平成13年には名古屋都心部と小牧インターチェンジを直結する名古屋高速道路高速11号小牧線が開通し、陸上交通要衝としての地位を確固たるものとしています。

人口及び世帯数は、図 1.2に示すとおり、世帯数は年々増加していますが、人口は年々減少傾向になっています。



出典：小牧市都市計画マスタープラン(小牧市、令和7年3月改定)

図 1.1 位置図

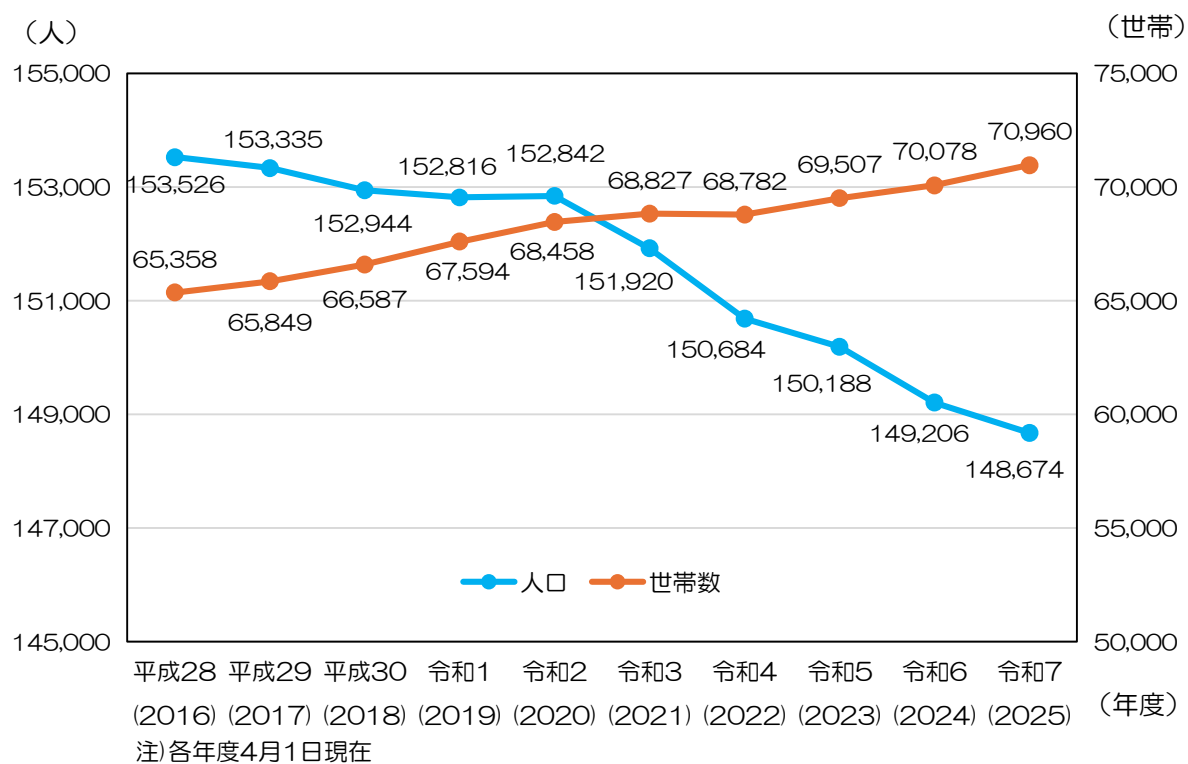


図 1.2 人口・世帯数の推移



図 1.3 南方面からの市内

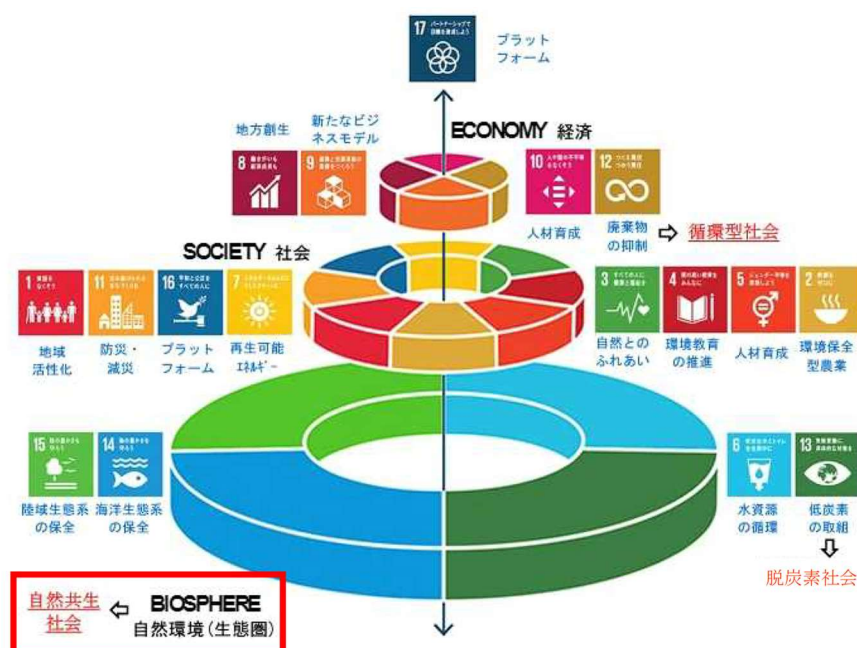
第2節 計画の背景・目的

本市では、平成27年3月に「小牧市ごみ処理基本計画」（平成27年度～令和6年度）を策定、また中間目標年度となる令和元年度に計画の見直しを実施し、ごみの発生・排出を抑制し、排出されたごみを極力資源として再利用する3R★（Reduce＝発生抑制★、Reuse＝再使用★、Recycle＝再生利用★）に取り組むことにより、環境への負荷が低減された資源循環型社会★を目指したまちづくりを進めてきました。

国においては、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されています。令和6年5月に「第六次環境基本計画★」（令和6年度～令和12年度）が策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」★の実現が掲げられました。令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画★」（令和6年度～令和12年度）が策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）★への移行による、持続可能な地域と社会づくり、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環など、5つの重点分野が掲げられました。

このような状況の中で本市では、平成27年4月に小牧岩倉エコルセンターの施設を更新し、当施設で処理する燃やすごみ（現燃やすしかないごみ）の中に多く含まれる雑がみ、剪定枝類、厨芥類（生ごみなど）の減量化・再資源化を図るため、平成27年7月から剪定枝の拠点回収★を開始し、平成29年4月から雑がみの対象品目を拡大、令和6年4月からはプラスチック製容器包装をプラスチック類に名称変更し、プラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収を開始、また、令和7年4月からは「燃やすごみ」の名称を「燃やすしかないごみ（分別がんばったけどこれ以上はリサイクルできないごみ）」に変更するなど、さまざまな取組を実施してきたところです。

小牧市ごみ処理基本計画の見直しを行ってから6年が経過し、目まぐるしく変化する社会情勢や多様化する市民ニーズに対応するため、計画の改定を行い、今後資源循環型社会の実現に向けて一層取組み、資源循環に配慮した暮らしを営むまちづくりを推進していきます。



出典：第六次環境基本計画の概要（環境省、令和6年5月）

図 1.4 SDGs★のウェディングケーキモデル

第3節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図 1.5に示すとおりです。

「一般廃棄物処理基本計画」は、市町村が長期的、総合的視点に立って計画的な一般廃棄物★処理の推進を図るための基本方針となるもので、一般廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

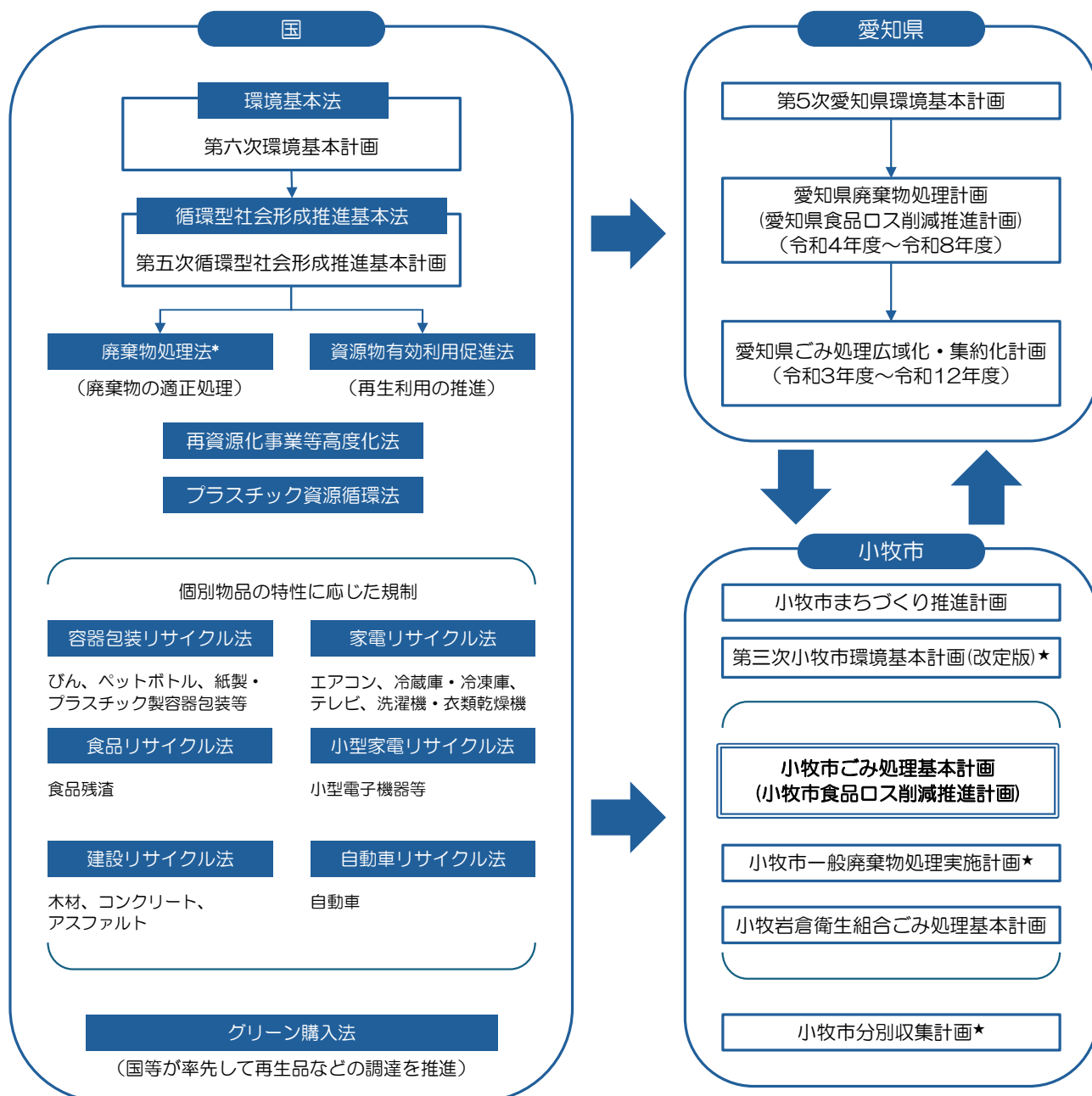


図 1.5 本計画の位置づけ

第4節 計画の範囲

本計画の範囲は、図 1.6に示すとおりです。本計画は一般廃棄物のうち生活排水を除いた「ごみ」及び「特別管理一般廃棄物★」を対象にした計画です。

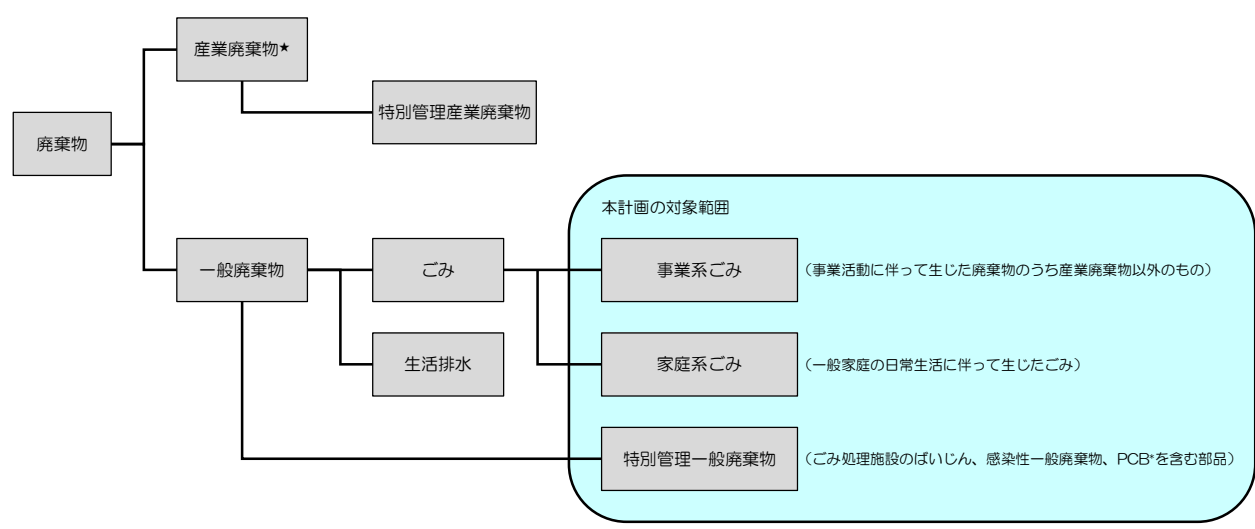


図 1.6 本計画の範囲

第5節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度の10年間とします。
なお、関係法や制度の改正、施行及びその他の諸条件に大きな変化があった場合には計画の見直しを行います。

表 1.1 本計画の計画期間

		年度																											
		平成					令和																						
		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19				
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037				
第三次循環型社会形成 推進基本計画					第四次循環型社会形成 推進基本計画					第五次循環型社会形成 推進基本計画					第六次循環型社会形成 推進基本計画(予定)														
第6次小牧市総合計画 新基本計画					小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画					小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画					小牧市まちづくり推進計画 第3次基本計画(予定)														
第二次小牧市環境基本計画					第三次小牧市環境基本 計画					第三次小牧市環境基本計画 (改定版)					第四次小牧市環境基本計画 (予定)														
ごみ 処理 基本 計画	中間 見直し 前	計 画 年 度 策 定					標 準 年 間 目					標 準 年 間 目																	
	中間 見直し 後						計 画 年 度 策 定																						
	改 定 後																												
計画期間(平成27年度～令和6年度)																													
計画期間(令和2年度～令和7年度)																													
*令和7年度は 計画を延伸																													
計画期間(令和8年度～令和17年度)																													
標 準 年 間 目													標 準 年 間 目																

第6節 ごみの発生・排出量に関する定義

本計画では、ごみの発生・排出量などの捉え方を表 1.2に示すとおり定義します。

表 1.2 本計画におけるごみの排出量などに関する定義

区分		ごみ総 排出量	家庭系ごみ	家庭系ごみ (資源除く)	事業系ごみ	事業系ごみ (資源除く)	再資源化量
家庭系ごみ	燃やすしかないごみ ^{注2)}	●	●	●			
	破碎ごみ	●	●	●			
	粗大ごみ	●	●	●			
	資源	●	●				●
事業系ごみ	燃やすごみ	●			●	●	
	破碎ごみ	●			●	●	
	粗大ごみ	●			●	●	
	埋立ごみ	●			●	●	
	資源 ^{注3)}	●			●		●
集団回収資源 ^{注4)}		●					●
中間処理資源物 ^{注5)}							●

注1)「●」が各表現の対象を示しています。

注2)令和6年度以前は「燃やすごみ」と呼称していました。

注3)事業所から排出され民間の再資源化施設に持ち込み再資源化された食品残渣及び剪定枝類のことです。

注4)こども会やPTAなどの団体が回収した資源、新聞店回収、宅配PC回収のことです。

注5)小牧岩倉エコルセンターで溶融★・破碎処理後に発生する資源(スラグ★、メタル、金属等)のことです。

- ・ごみ総排出量＝家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収資源
- ・家庭系ごみ＝市が収集するごみ＋市民自らが搬入したごみ^{注6)}
- ・家庭系ごみ(資源除く)＝家庭系ごみ－家庭系資源
- ・事業系ごみ＝許可業者★が収集するごみ＋事業者自らが搬入したごみ
- ・事業系ごみ(資源除く)＝事業系ごみ－事業系資源
- ・再資源化量＝家庭系資源＋事業系資源＋集団回収資源＋中間処理資源物
- ・ごみ総排出量に対する再資源化量の割合(再資源化率)＝再資源化量÷ごみ総排出量
- ・事業系ごみに占める資源の割合＝事業系資源÷事業系ごみ

注6)平成30年度までの実績値には直接搬入分を含んでおらず、事業系ごみに計上されています。

第2章 現状と評価

第1節 収集・運搬の現状

1) ごみ・資源の分別区分と収集体制

① 家庭系ごみ

令和7年度現在の家庭系ごみの分別区分及び収集体制は、表 2.1 に示すとおりです。ごみは、燃やすしかないごみ、破碎ごみ、粗大ごみの3種類、資源は17種類となっています。

表 2.1 家庭系ごみの分別区分及び収集体制(令和7年度現在)

種 類		収集方法	収集頻度（体制）
ごみ	燃やすしかないごみ	①指定袋によるステーション収集（無料） ②拠点回収（有料、小牧岩倉エコルセンター）	①週2回（委託） ②随時
	破碎ごみ		①月2回（直営） ②随時
	粗大ごみ	①申込による戸別収集（有料） ②拠点回収（有料、小牧岩倉エコルセンター）	①随時（委託） ②随時
資源	プラスチック類	①指定袋によるステーション収集（無料） ②指定袋による拠点回収（無料、資源回収ステーション）	①週1回（委託） ②随時
	空きびん		①月2回（委託） ②随時
	空き缶		
	ペットボトル		
	金属類		
	発火性危険ごみ	①任意の透明袋によるステーション収集（無料） ②任意の透明袋による拠点回収（無料、資源回収ステーション）	
	古紙	①ステーションにおける集団回収方式（無料） ②拠点回収（無料、資源回収ステーション）	①月2回 ②随時
	雑がみ	①指定袋・紙袋によるステーション収集（無料） ②指定袋による拠点回収（無料、資源回収ステーション）	①週1回（委託） ②随時
	古布類	①ステーションにおける集団回収方式（無料） ②指定袋による拠点回収（無料、資源回収ステーション）	①月2回 ②随時
	蛍光管類	①指定袋によるステーション収集（無料） ②指定袋による拠点回収（無料、資源回収ステーション・回収協力店）	①月1回（直営・委託） ②随時
	廃食用油	①拠点回収（無料、資源回収ステーション・指定場所）	①随時
その他	家庭系パソコン・携帯電話	①拠点回収（無料、資源回収ステーション） ②宅配回収（一部有料）	①随時（認定事業者*） ②宅配回収（認定事業者）
	剪定枝類	①結束・任意の透明袋によるステーション収集（無料） ②拠点回収（無料、資源回収ステーション）	①週2回（委託） ②随時
	羽毛布団（ダウン50%以上）	①拠点回収（無料、資源回収ステーション）	①随時
その他	排出が困難な世帯のごみ・資源	①申請に基づく戸別収集（こまやか収集*）	①週1回（直営）
	地域清掃における落ち葉等	①申請に基づく特別収集	①随時（委託）

② 事業系ごみ

令和7年度現在の事業系ごみの分別区分及び収集体制は、表 2.2に示すとおりです。事業系ごみはごみ集積場への排出を禁止とし、排出事業者の責任のもと産業廃棄物が混在しないよう分別した上で、市許可業者による戸別収集あるいは小牧岩倉エコルセンターへの直接持ち込みのいずれかでの処理とします。

また、事業系資源については、民間再資源化施設へ搬入し再資源化します。

表 2.2 事業系ごみの分別区部及び収集体制（令和7年度現在）

種 類	収集方法	収集頻度（体制）
燃やすごみ	①戸別収集（有料） ②拠点回収（有料、小牧岩倉エコルセンター）	①随時（市許可業者） ②随時
破碎ごみ		
粗大ごみ		
埋立ごみ		
資源 （剪定枝類・食品残渣）	①戸別収集（有料） ②拠点回収（有料、民間再資源化施設）	①随時（市許可業者） ②随時

2) ごみ・資源の市内拠点回収場所

本市における拠点回収場所は、表 2.3に示すとおりです。小牧岩倉エコルセンターでは資源を除く家庭系ごみ及び事業系ごみを受け入れ、資源回収ステーションでは家庭系資源のみを回収します。

表 2.3 ごみ・資源の拠点回収場所

区分	施設名称	所在地	処理手数料
ごみ	小牧岩倉エコルセンター	小牧市野口2881番地9	20kgまで440円、 それ以降10kgごとに 220円加算
資源	第1資源回収ステーション	小牧市小牧原新田423番地	無料
	第2資源回収ステーション	小牧市大草5786番地83	
	第3資源回収ステーション	小牧市新小木4丁目29番地	

3) ごみ・資源の排出量の推移

直近10年間のごみ・資源の排出量は、表 2.4、図 2.1 及び図 2.2に示すとおりです。

家庭系ごみは、年間排出量、1人1日当たり排出量ともに、令和2年度をピークに減少傾向になっていますが、令和2年度～令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で過ごす時間が増えたことで家庭系ごみが増加したものと考えられます。

事業系ごみについては、家庭系ごみとは反対に、令和2年度～令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク等の事業所以外での勤務が増えたことで減少し、それ以降は横ばい傾向になっています。

また、集団回収については、少子化によるこども会の減少等の影響により年々減少傾向にあります。

表 2.4 ごみ・資源の排出量

単位：t/年

年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
人口 ^{注1)} (人)		153,526	153,335	152,944	152,816	152,842	151,920	150,684	150,188	149,206	148,674
家庭系	燃やすしくないごみ	22,164	21,659	21,580	21,173	21,095	21,454	21,085	20,662	19,713	19,001
	破碎ごみ	2,417	2,495	2,305	2,261	2,193	2,294	2,081	1,895	1,805	1,607
	粗大ごみ	346	142	157	171	1,651	1,781	1,686	1,518	1,472	1,495
	資源	7,903	7,471	7,452	7,573	7,799	8,280	8,099	7,867	7,604	7,694
	プラスチック類 ^{注2)}	2,236	2,214	2,232	2,167	2,142	2,128	2,118	2,035	1,914	1,994
	空きびん	768	742	718	692	650	642	640	630	549	525
	スチール缶	93	86	90	89	87	92	81	83	60	50
	アルミ缶	105	106	107	115	124	142	141	127	94	72
	ペットボトル	326	332	337	364	365	403	410	414	402	393
	金属類・発火性危険ごみ ^{注3)}	291	285	350	413	465	532	467	349	317	287
	新聞	1,303	1,064	845	773	639	674	640	559	484	458
	雑誌	1,091	817	750	673	619	546	495	459	413	360
	段ボール	818	794	634	561	490	593	574	520	473	457
	飲料用紙パック	15	14	12	11	10	12	11	9	9	9
	雑紙	137	243	415	556	668	763	749	707	672	697
	古布類	351	341	344	333	302	416	352	305	282	286
	蛍光管類	13	11	12	11	12	13	12	10	11	9
	廃食用油	32	32	35	37	34	34	36	31	29	28
	家庭系パソコン・携帯電話	14	12	13	16	19	19	17	13	11	10
	剪定枝類	309	377	560	763	1,172	1,269	1,357	1,615	1,884	2,059
	羽毛ふとん	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	計	32,830	31,767	31,494	31,178	32,739	33,810	32,952	31,942	30,594	29,797
事業系	燃やすごみ	11,159	10,401	10,401	9,968	10,189	9,903	10,228	10,306	10,218	10,182
	破碎ごみ	193	181	164	130	1	45	44	48	25	20
	粗大ごみ	960	937	999	1,347	138	201	161	177	153	155
	資源	3,295	3,896	3,358	3,735	4,235	4,179	4,029	4,283	4,673	4,557
	計	15,607	15,415	14,922	15,181	14,563	14,328	14,462	14,814	15,069	14,915
埋立ごみ		205	100	78	197	244	182	33	125	21	28
集団回収		2,927	2,714	2,483	2,360	2,062	1,297	1,355	1,327	1,173	1,017
総計		51,569	49,996	48,977	48,916	49,608	49,617	48,801	48,209	46,858	45,757
総計(集団回収除く)		48,642	47,282	46,494	46,556	47,546	48,319	47,446	46,881	45,684	44,740

注1) 人口：1人1日当たりごみ排出量を計算する際に年度末人口を使用するため、人口は翌年度4月1日人口を記載している。

注2) プラスチック類：令和5年度まではプラスチック製容器包装のみ、令和6年度からプラスチック製品も含む。

注3) 発火性危険ごみ：令和7年1月から「危険ごみ」の名称を「発火性危険ごみ」に変更し、刃物類の分別区分を「金属類」へ変更した。

注4) 端数処理により合計値が一致しない場合がある。

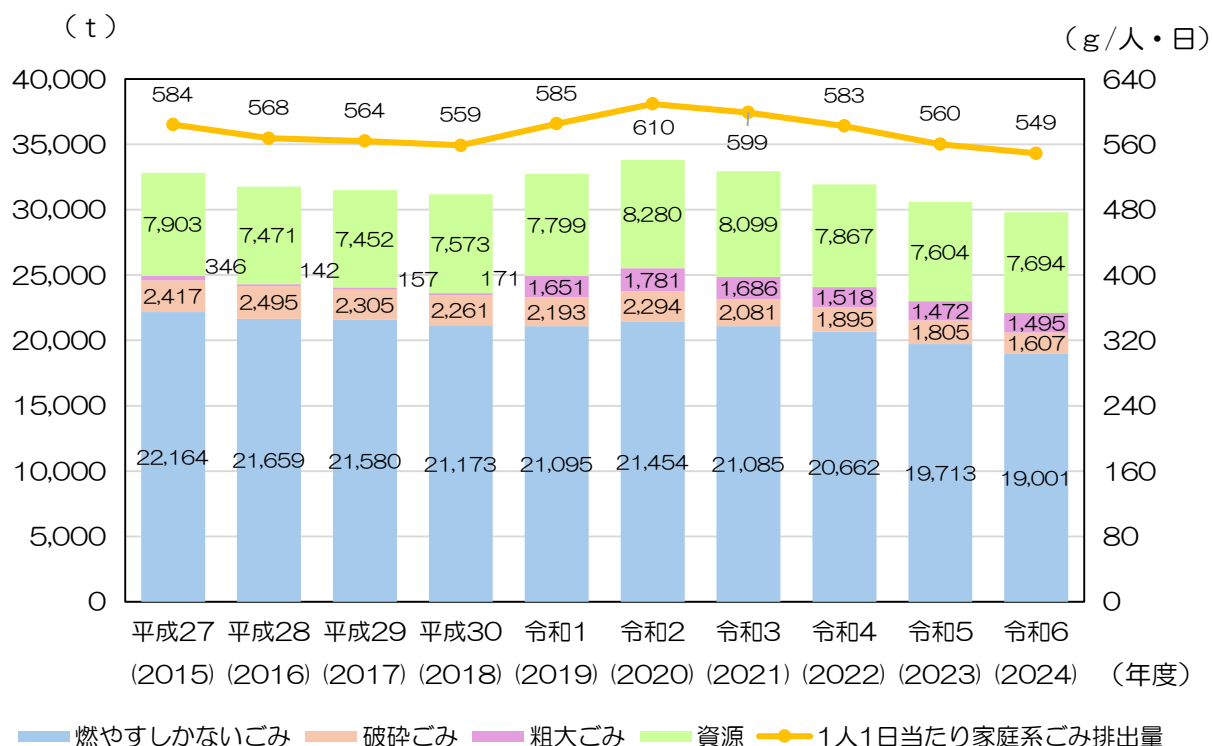


図 2.1 家庭系ごみ排出量の推移

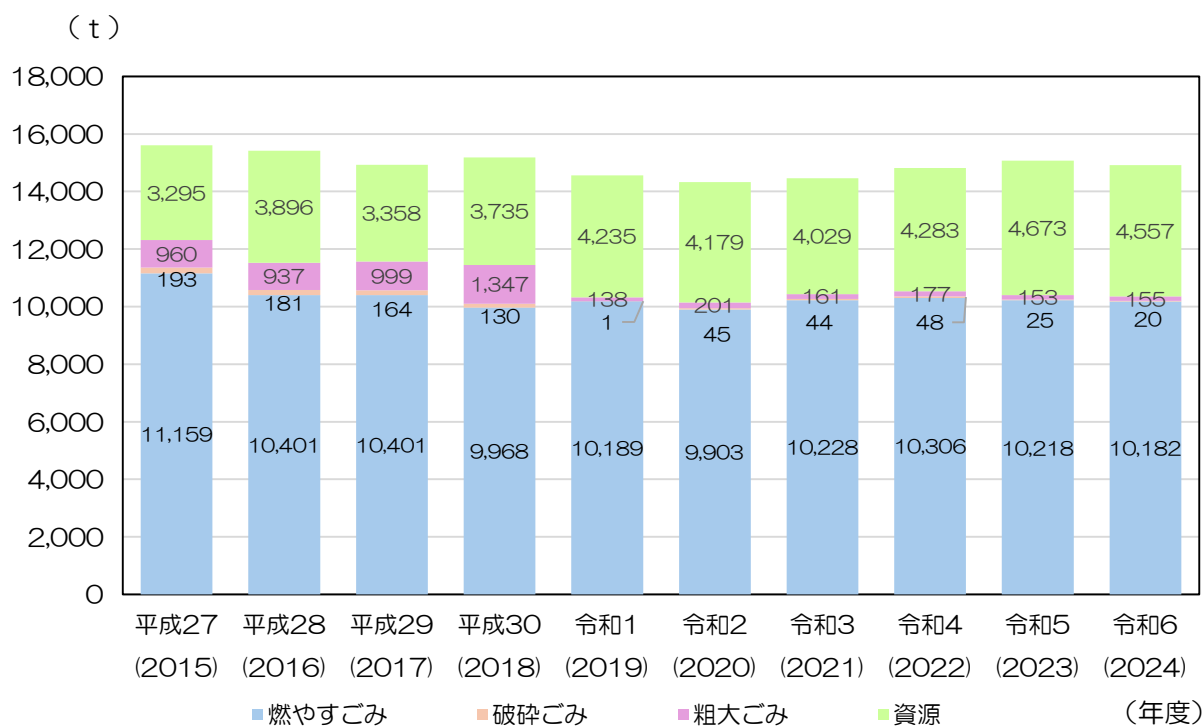


図 2.2 事業系ごみ排出量の推移

4) ごみの組成

燃やすしかないごみ（乾ベース）の組成分類調査は、小牧岩倉エコルセンターにて毎年度行っており、その結果は表 2.5及び図 2.3に示すとおりです。組成分類結果を見ると前計画策定時と同様に紙・布類の割合が最も多くなっています。

表 2.5 燃やすしかないごみ（乾ベース）の組成分析結果

単位：重量割合（％）

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平均
紙・布類	49.5	45.7	54.1	53.1	59.9	58.5	49.6	53.1	59.4	46.8	53.0
合成樹脂	16.5	17.5	19.1	16.8	19.3	18.4	18.9	18.3	17.0	16.1	17.8
木・竹・わら類	19.3	21.3	12.5	16.6	7.5	6.1	14.0	14.4	9.5	14.1	13.5
厨芥類（生ごみ）	9.8	9.5	10.0	8.1	8.8	9.3	10.5	5.9	11.5	18.9	10.2
不燃物	2.8	2.3	2.2	2.1	1.9	2.8	2.0	2.3	1.0	1.8	2.1
その他	2.1	3.7	2.1	3.3	2.6	5.0	5.0	6.1	1.6	2.4	3.4

出典：清掃事業概要(小牧市)

注1) 試料採取場所のごみピット内のため、組成分析結果には岩倉市等のごみを含む。

注2) 端数処理により合計値が100%とならない場合がある。

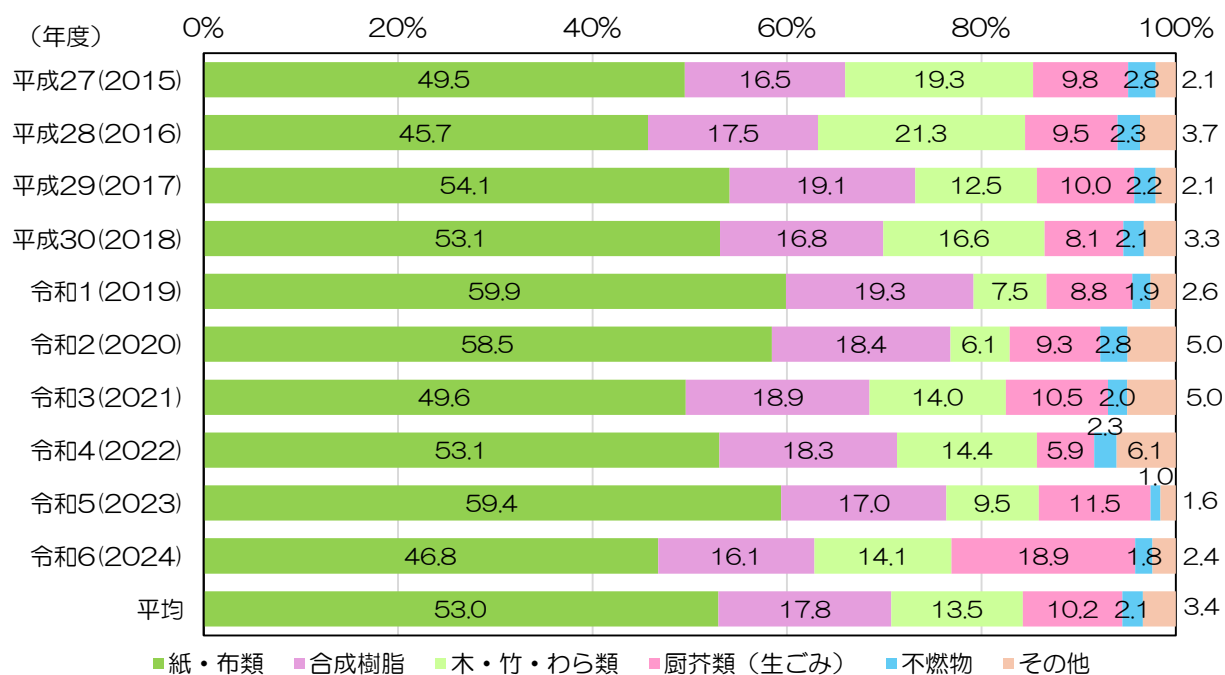


図 2.3 燃やすしかないごみ（乾ベース）の組成分析結果の推移

第2節 中間処理の現状

1) 小牧岩倉エコルセンターによるごみの中間処理

本市は岩倉市と組合を構成し、燃やすしかないごみ、破碎ごみ、粗大ごみ、（各品目とも事業系を含む）を処理しており、今後も継続的に処理をしていきます。

処理施設である「小牧岩倉エコルセンター」は、施設更新を行い、平成27年4月から稼働しています。施設の概要は、表 2.6に示すとおりです。

表 2.6 小牧岩倉エコルセンターの概要

名 称	小牧岩倉エコルセンター		
所 在 地	小牧市野口2881番地9		
敷地面積	35,473.90m ²		
建物面積	延べ12,568.82m ²		
施設種類	ごみ溶融施設	ごみ破碎施設	ストックヤード
処理能力	197t/日 (98.5t/日×2炉)	27t/5h	673.83m ² (貯留面積)
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉	破碎選別方式 (鉄、アルミ回収)	ストックヤード
竣 工	平成27年3月		平成31年3月
総事業費	約14,680,000千円		約1,340,000千円

注) スtockヤードの総事業費：旧工場棟解体工事費含む

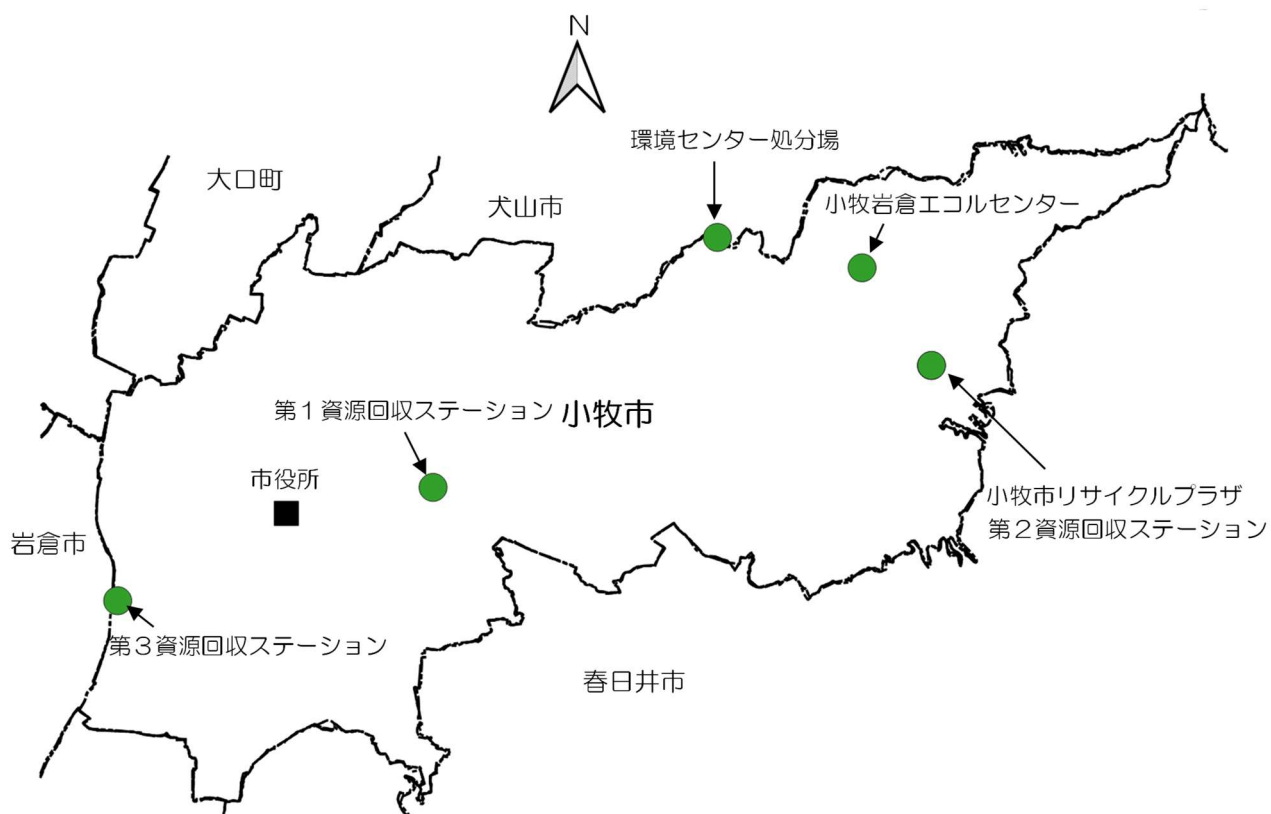


図 2.4 施設の位置図

★用語集に解説

小牧岩倉エコルセンターにおけるごみ処理フローは、図 2.5に示すとおりです。

破碎ごみ、粗大ごみはごみ溶融施設に併設されているごみ破碎施設で破碎し、破碎処理後に再資源化する鉄くず及びアルミ以外の破碎残渣と燃やすしかないごみはごみ溶融施設で溶融処理します。溶融残渣はスラグ、メタルとして再資源化され、集じん灰★は外部に処理委託し再資源化または薬剤による処理を行い、安定化・無害化した後処理委託されます。

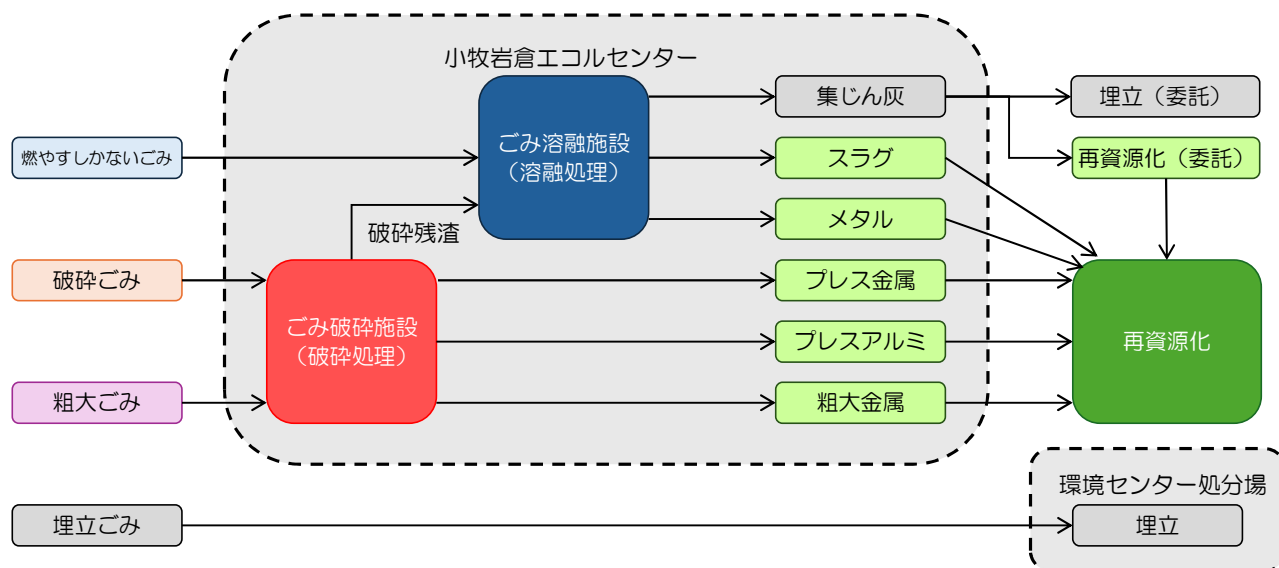


図 2.5 ごみ処理フロー

① ごみ溶融施設

ごみ溶融施設の処理フローは、図 2.6に示すとおりです。

ごみ溶融施設では、燃やすしかないごみとごみ破碎施設から発生する破碎残渣を溶融処理しています。また、平成29年4月からは小牧市クリーンセンター（し尿・浄化槽汚泥処理施設）で発生する脱水汚泥も処理しています。平成27年度からの処理量は、表 2.7に示すとおりです。

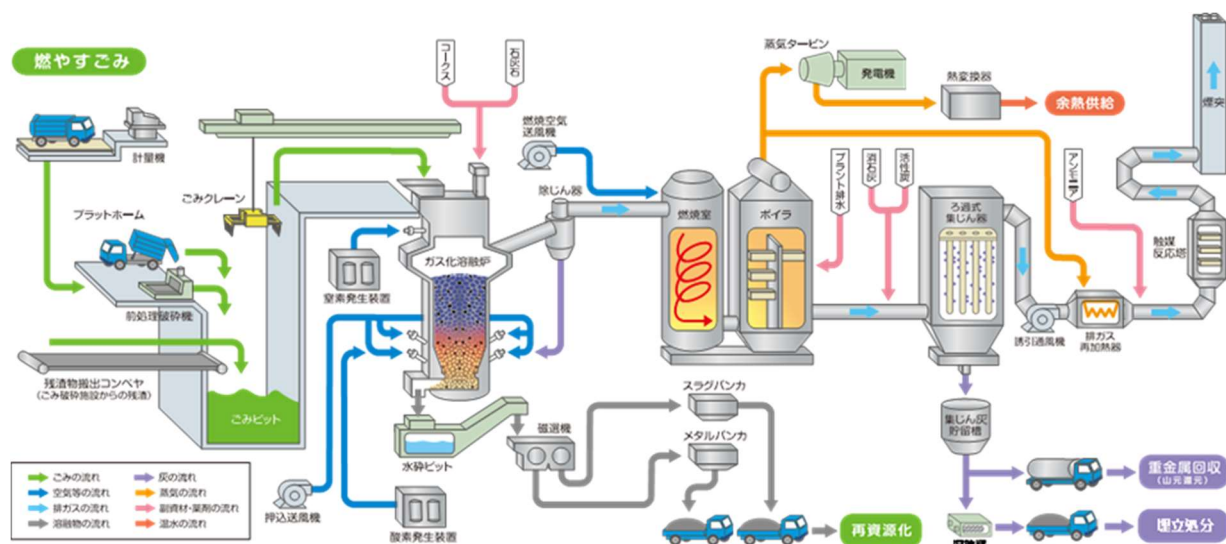


図 2.6 ごみ溶融施設の処理フロー

表 2.7 ごみ溶融施設における処理量

		単位：t/年									
年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
搬入	燃やすしかないごみ	22,164	21,659	21,580	21,173	21,095	21,454	21,085	20,662	19,713	19,001
	脱水汚泥・し渣 ^注	31	-	865	909	855	839	842	802	755	777
	燃やすごみ	11,159	10,401	10,401	9,968	10,189	9,903	10,228	10,306	10,218	10,182
	破碎残渣（破碎後可燃物）	3,531	3,378	3,259	3,498	3,419	3,825	3,525	3,261	3,093	2,947
	計	36,885	35,438	36,105	35,548	35,559	36,021	35,680	35,031	33,779	32,907
搬出	資源化	集じん灰	218	207	216	241	232	249	225	226	198
		スラグ	3,114	3,387	3,233	3,263	3,239	3,291	3,322	3,150	3,033
		メタル	361	298	338	332	365	402	394	387	361
		計	3,693	3,892	3,787	3,836	3,836	3,942	3,941	3,763	3,612
	埋立	集じん灰	1,096	929	879	843	798	886	913	852	819
		計	1,096	929	879	843	798	886	913	852	819
	再資源化										

注) 平成27年度は試験的に処理を行ったものです。

ごみ破砕施設では、破砕ごみ、粗大ごみを破砕し、破砕残渣、鉄くず及びアルミに選別しています。
平成27年度からの処理量は、表 2.8に示すとおりです。

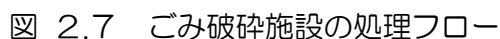


表 2.8 ごみ破砕施設における処理量

			単位：t/年									
年度			平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
			(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
搬入	家庭系	破碎ごみ	2,417	2,495	2,305	2,261	2,193	2,294	2,081	1,895	1,805	1,607
		粗大ごみ	346	142	157	171	1,651	1,781	1,686	1,518	1,472	1,495
	事業系	破碎ごみ	193	181	164	130	1	45	44	48	25	20
		粗大ごみ	960	937	999	1,347	138	201	161	177	153	155
	計		3,916	3,755	3,625	3,909	3,983	4,321	3,972	3,638	3,455	3,277
搬出	破碎残渣（破碎後可燃物）		3,531	3,378	3,259	3,498	3,419	3,825	3,525	3,261	3,093	2,947
	プレス金属		237	230	217	248	263	316	307	267	270	254
	プレスアルミ		19	18	16	17	16	19	21	16	17	17
	粗大金属		129	129	133	146	158	161	120	93	74	59
	計		3,916	3,755	3,625	3,909	3,856	4,321	3,973	3,637	3,454	3,277

2) 市による資源の中間処理

本市では、資源のうち空きびん、空き缶、ペットボトル、蛍光管類を小牧市リサイクルプラザで中間処理しています。小牧市リサイクルプラザの概要については表 2.9、平成27年度からの処理量は表 2.10に示すとおりです。

なお、小牧市リサイクルプラザは供用開始が平成16年であり、稼働後21年となります。

表 2.9 小牧市リサイクルプラザの概要

名 称	小牧市リサイクルプラザ（愛称：エコハウス・小牧）			
所 在 地	小牧市大字大草5786番地83			
施 設 種 類	リサイクルハウス	プラザハウス		収集車車庫
建 物 面 積	3,372.54㎡	1,121.72㎡		594.40㎡
処 理 能 力	空きびん 7.7 t / 5 h	アルミ缶 0.9 t / 5 h	スチール缶 1.0 t / 5 h	ペットボトル 3.0 t / 5 h
処 理 方 式	選別	選別・圧縮	選別・圧縮	選別・減容
竣 工	平成16年3月			
総 事 業 費	1,211,488千円			

表 2.10 小牧市リサイクルプラザにおける処理量

単位：t/年

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
空きびん	768	742	718	692	650	642	640	630	549	525
スチール缶	93	86	90	89	87	92	81	83	60	50
アルミ缶	105	106	107	115	124	142	141	127	94	72
ペットボトル	326	332	337	364	365	403	410	414	402	393
蛍光管類	13	11	12	11	12	13	12	10	11	9
計	1,305	1,277	1,264	1,271	1,239	1,293	1,283	1,263	1,116	1,049

第3節 再資源化の現状

1) 再資源化の流れ

本市における資源の処理フローは、図 2.8に示すとおりです。

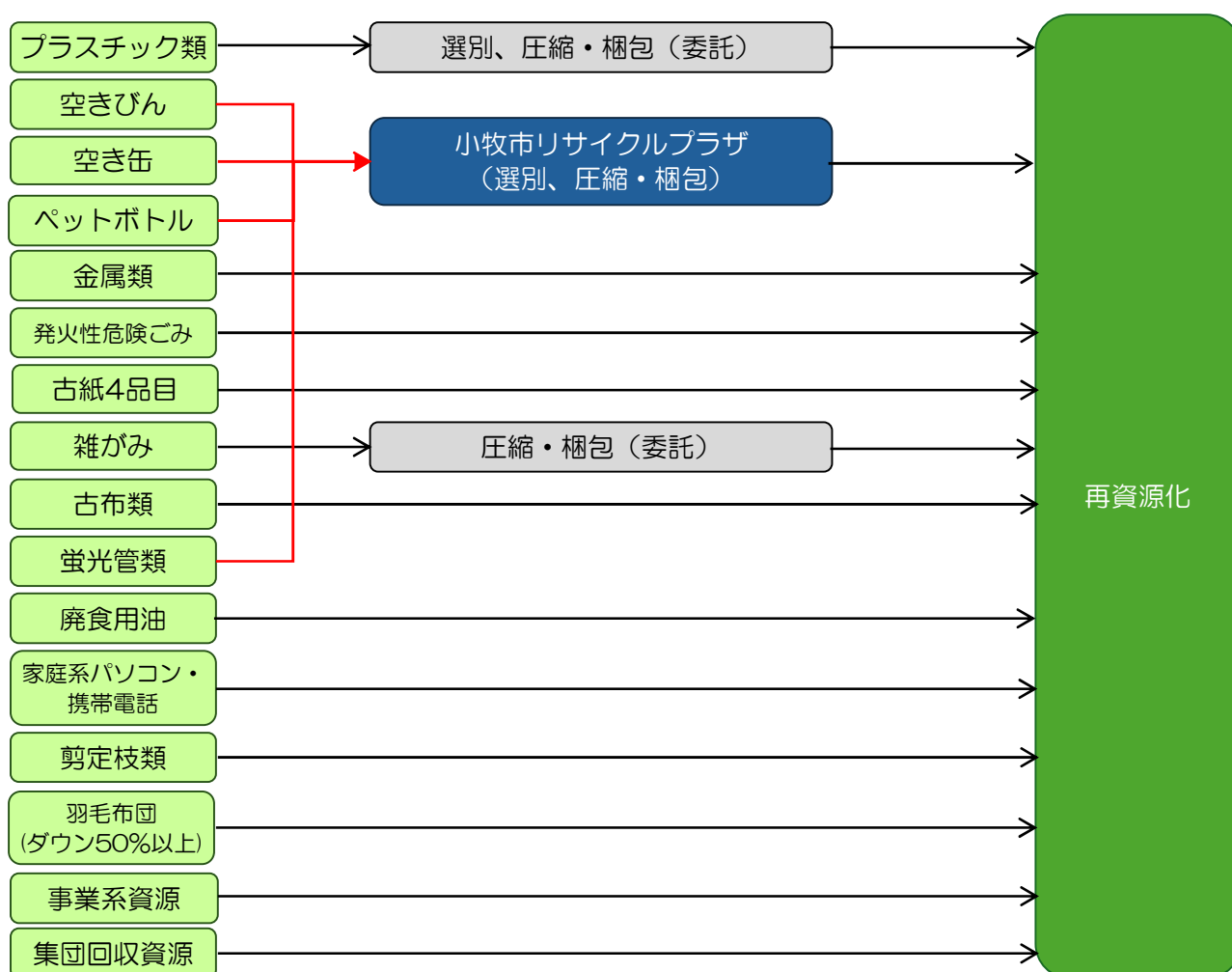


図 2.8 資源の処理フロー

【プラスチック類】民間に中間処理（選別、圧縮・梱包）を委託し、指定法人ルートで再資源化されます。

【空きびん】小牧市リサイクルプラザの専用の処理ラインで主に無色、茶色、その他の色に手選別され、再生事業者により再資源化されます。

【空き缶】小牧市リサイクルプラザの専用の処理ラインで手選別、機械選別を経て、アルミ缶とスチール缶に選別され、圧縮成形後に再生事業者により再資源化されます。

【ペットボトル】小牧市リサイクルプラザの専用の処理ラインで手選別によりキャップなどを除去した後、圧縮・梱包し、連携協定に基づく独自ルートで再資源化されます。

【蛍光管類】小牧市リサイクルプラザで直管と丸管に手選別・梱包し、再生事業者により再資源化されます。

【雑がみ】収集委託業者に中間処理（圧縮・梱包）を委託し、再生事業者により再資源化されます。

【家庭系パソコン・携帯電話】直接認定事業者で再資源化されます。

【上記以外の品目】直接再資源化業者で再資源化されます。

2) 再資源化量の推移

再資源化量は、表 2.1 1 及び図 2.9に示すとおりです。

近年、スマートフォンなどの普及によりペーパーレス化が進行し、新聞や雑誌など紙類の回収量が大きく減少したほか、少子化によるこども会の減少等の影響により集団回収を含む市全体の再資源化量は減少傾向にあります。

表 2.1 1 再資源化量

単位：t/年

年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
再資源化量	小牧岩倉エコルセンター再資源化	4,077	4,269	4,153	4,247	4,273	4,438	4,389	4,139	4,044	3,941
	家庭系資源	7,903	7,471	7,452	7,573	7,799	8,280	8,099	7,867	7,604	7,694
	事業系資源	3,295	3,896	3,358	3,735	4,235	4,179	4,029	4,283	4,673	4,557
	集団回収資源	2,927	2,714	2,482	2,360	2,062	1,297	1,355	1,327	1,173	1,017
	計	18,202	18,350	17,446	17,915	18,369	18,194	17,872	17,616	17,494	17,210
ごみ総排出量		51,600	49,996	48,977	48,915	49,608	49,617	48,801	48,209	46,858	45,757
再資源化率【%】		35.3	36.7	35.6	36.6	37.0	36.7	36.6	36.5	37.3	37.6

注) 端数処理により合計値が一致しない場合がある。

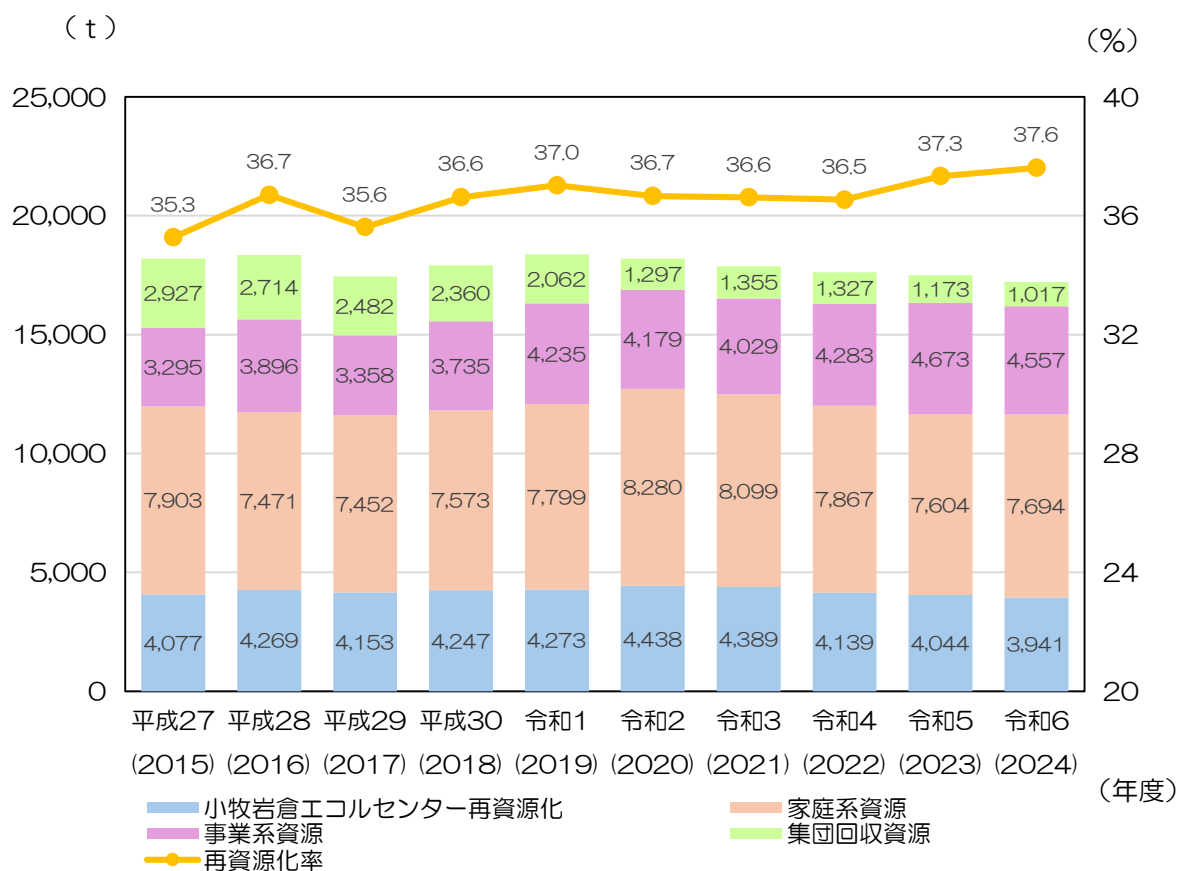


図 2.9 再資源化量及び再資源化率の推移

第4節 最終処分の現状

本市から排出されたごみの最終処分は、外部処理委託及び環境センター処分場にて埋立を行っています。環境センター処分場の概要については、表 2.1 2に示すとおりです。平成27年3月までは旧施設で発生した焼却灰*の埋立をしていましたが、新施設が稼働して以降、最終処分対象物は埋立ごみのみです。平成27年度からの処分量は、表 2.1 3に示すとおりです。

なお、ごみ溶融施設から排出される再資源化できない集じん灰は、委託により最終処分を行っています。

表 2.1 2 環境センター処分場の概要

名 称	小牧岩倉衛生組合環境センター処分場（略称：環境センター処分場）
所 在 地	小牧市大字林1821番地3
敷地面積	184,158.09m ²
埋立地面積 （第1期）	24,500m ²
施設種類	最終処分場
埋立容量	293,900m ³
埋立方法	サンドイッチ工法
埋立開始	平成10年4月
建設費	約6,402,755千円
残余容量	70,794m ³ （令和6年度末現在）

表 2.1 3 環境センター処分場における最終処分量

単位：t/年

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)
埋立ごみ	205	100	78	197	244	182	33	125	21	28

第5節 現状の評価

1) 前計画の実施状況

前計画の基本方針毎の実施状況については、表 2.14～表 2.20に示すとおりです。

表 2.14 市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発の実施状況

番号	取組名称	取組の内容	実績
①市民への情報提供・意識啓発			
1-1	広報こまきや各種パンフレット及びSNS等の活用	幅広い市民へわかりやすく情報を発信するため、広報こまきや各種パンフレットに加え、Facebook、X(旧twitter)、LINE のようなSNS等、さまざまなツールを有効的に活用し、啓発に努めていきます。	毎月発行される広報こまきへ「教えてエコリン」のタイトルでごみの排出方法等について啓発しています。 また、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や市公式Youtube・LINE、X(旧twitter)、デジタルサイネージ等を利用し幅広い世代の市民へ情報を提供しています。 資源・ごみ収集カレンダーや分別のパンフレット等を作成し、窓口等で配布しています。
1-2	外国人市民や転入者への情報提供の徹底	外国人市民や転入者へ本市の分別方法等の情報が確実に行き届くよう、転入の手続き時における市窓口や共同住宅にあっては管理会社等を通じて情報提供し、周知徹底を図ります。	外国人が転入の際はごみ政策課窓口へ誘導するよう依頼しており、必要に応じ、通訳を介してごみの排出方法を説明、外国語（7か国対応）対応のごみ分別アプリ「さんあ〜る」の登録や外国語の啓発冊子を配布しています。 また、共同住宅の管理会社等に対してはごみ分別パンフレットの配布や宅地建物取引業協会等を通じてごみ分別に関するチラシを配布しています。
1-3	排出指導による分別マナーの徹底	廃棄物適正処理指導員を活用し、不適正排出者への訪問指導を行うほか、管理状況が芳しくない共同住宅においては管理会社等への指導を積極的に行っていきます。	廃棄物適正処理指導員の巡回や地域住民等の通報によって発見された不適正排出物について開封調査を行い、個人情報that特定できた場合は個人宅へ訪問し直接指導をしています。 また、共同住宅にて不適正排出を発見した場合は管理会社へごみ集積場を適正に管理するよう指導を行っています。 (個人指導件数) R6：356件、R5：386件、R4：275件
②事業者への情報提供・意識啓発			
1-4	事業者向けパンフレットの配布	事業者向けパンフレットを活用し、廃棄物の適正な処理を促すだけでなく、民間再資源化施設の情報を発信していきます。	事業者向けのパンフレットを刷新し市内の全事業者へ送付しました。また、不適正排出のあった事業者に対して、パンフレットを活用して指導を行ったほか、事業者が集まる会合などでパンフレットを活用し、再資源化施設の周知を行っています。
1-5	小牧岩倉衛生組合との連携による事業者指導	小牧岩倉エコルセンターへの産業廃棄物の混入防止を図るため、小牧岩倉衛生組合により市許可業者に対する搬入検査を行い、産業廃棄物の混入が確認できた場合には厳しく指導した上で、排出元事業者の分別を徹底させます。	一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可更新の際に啓発チラシを配布し、小牧岩倉エコルセンターへの産業廃棄物の持ち込みについて指導を行っており、持ち込みが発覚した場合は口頭または文書にて指導を実施しています。
1-6	減量化等計画書を用いた減量化意識向上の推進	多量排出事業者や大規模事業者等へ減量化等計画書の提出を義務づけ、ごみの減量や古紙類の再資源化の意識向上を図ります。	小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例にて大規模事業者や多量排出事業者への減量化等計画書の提出を義務付け、ごみ減量に関する計画書を提出させることで、再資源化の意識向上を図っています。 (提出実績) R6：185件、R5：167件、R4：180件

表 2.15 市民・事業者・行政の協働による3R推進の実施状況（1）

番号	取組名称	取組の内容	実績
①リデュースの推進			
2-1	レジ袋の削減	レジ袋配布枚数の削減に取り組み、買物袋の持参意識を向上することにより、廃棄物削減や地球温暖化防止、また、近年問題となっているプラスチックごみに起因する海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックを中心とする海洋ごみの低減を図ります。	小牧市レジ袋削減協議会を設置しレジ袋の配布枚数削減等について検討し、周知啓発を行いました。（令和2年度廃止） こまき環境市民会議にて、過剰包装削減事業の一環として、環境フェアや小学校等にてマイバッグづくりを実施しています。
2-2	食品ロス削減のための仕組みづくりの検討	食品ロスの実態や市民・事業者が主体的に食品ロス削減に取り組むことができるようなインセンティブを探究したうえで、市民・事業者・行政協働による食品ロス削減のための仕組みづくりを検討していきます。	食品ロスに関して広報等で周知を行っているほか、年に1度フードドライブを実施し、集められた食品を小牧市善意銀行へ寄付しています。他自治体等の先進事例を調査・研究し、市民・事業者が主体的に取り組める仕組みづくりを検討しています。
②リユースの推進			
2-3	こども服リユース	市内児童館やプラザハウスにおいてこども服リユースコーナーを常設し、服の引き取り及び提供を無料で行います。また、こどもを対象としたイベント等で臨時の特設コーナーを設置し、リユースを推進します。	平成18年度からプラザハウス、平成24年度から市内の児童館等8か所にて常時こども服リユースを実施しています。また、年に1回臨時の特設イベントを実施しています。 （児童館等実績） R6：回収：19,854枚 提供：17,986枚 R5：回収：23,167枚 提供：21,174枚 R4：回収：20,844枚 提供：19,851枚 （イベント実績） R6：利用者：358人 提供：2,083枚 R5：利用者：391人 提供：1,066枚 R4：新型コロナウイルス感染症のため、開催なし （プラザハウス実績） R6：回収：1,434枚 提供：1,600枚 R5：回収：1,088枚 提供：1,287枚 R4：回収：1,331枚 提供：1,284枚
2-4	絵本・古本リユース	プラザハウスにおいて古本リユースコーナーを常設し、本の引き取り及び提供を無料で行います。また、市図書館において廃棄する予定であった絵本をリユース本として、こども服リユース臨時イベント時に市民へ無料で提供します。	平成18年度からプラザハウスにて常設しています。また、こども服リユース臨時イベントにて古本リユースを同時開催しています。 （プラザ実績） R6：入庫：0,759冊 出庫：1,186冊 R5：入庫：1,225冊 出庫：1,741冊 R4：入庫：0,919冊 出庫：1,116冊 （イベント実績） R6：出庫：374冊 R5：出庫：797冊 R4：新型コロナウイルス感染症のため、開催なし

表 2.16 市民・事業者・行政の協働による3R推進の実施状況（2）

番号	取組名称	取組の内容	実績
③家庭系ごみのリサイクルの推進			
2-5	雑がみの再生利用の推進	金属やビニールとの複合物や禁忌品等も資源として収集し、再生利用可能な雑がみは全て再生利用を図ります。また、資源として出しやすい環境を整えるため週1回収集します。	平成29年度から金属やビニールとの複合物等の禁忌品についても「雑がみ」として排出できるよう分別を簡素化しました。 平成31年度からは雑がみの収集頻度を月2回から週1回としました。 (回収実績) R6：697t、R5：672t、R4：707t
2-6	剪定枝の再生利用の推進	無料で搬入できる拠点回収場所を設置し、搬入車両に困っている方へは市公用車を無料で貸し出します。また、ごみ集積場に排出された剪定枝類については、資源として収集し、拠点回収場所へ持ち込み再生利用を図ります。	- 平成27年7月に拠点回収場所を設置しました。（平成29年12月から1箇所追加） - 平成28年度から剪定枝運搬用公用車の貸出し事業を開始し、土日限定で市民へ公用車の無償貸出しを行っています。 - 平成30年10月からごみ集積場に排出された剪定枝類の再資源化を開始しました。 (回収実績) R6：2,059t、R5：1,884t、R4：1,615t
2-7	市民による資源回収の促進	市民による自主的な資源回収は、リサイクルの推進に貢献するだけでなく、地域コミュニティ等の活性化にもつながることから、資源回収団体への奨励金制度や区(自治会)による集団回収方式により資源回収を促進します。	- 平成9年度に資源回収事業奨励金制度を開始しました。回収実績に対して5円/kg、逆有償の場合は2円/kg加算させた額を交付しています。 - 平成31年度から雑がみを除いた古紙・古布の集団回収方式を実施し、売却益を区(自治会)へ還元しています。 (資源回収実績) R6：実施団体数：62 回収量：411t R5：実施団体数：71 回収量：533t R4：実施団体数：70 回収量：625t (古紙古布回収実績) R6：1,570t、R5：1,661t、R4：1,852t
④事業系ごみのリサイクルの推進			
2-8	民間再資源化施設への食品残渣や剪定枝類などの搬入促進	小牧岩倉エコルセンターへの食品残渣や剪定枝類の搬入を一部制限し、市外も含めた民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進します。	事業者が排出する食品残渣や剪定枝類等再資源化可能なものの小牧岩倉エコルセンターへの搬入を一部制限し、市内外含めた再資源化施設への搬入を促進しています。 また、事業者が集まる会合などで再資源化施設の周知を行い、食品残渣等の再生利用を推進しています。 (事業系一般廃棄物再資源化量) R6：4,557t、R5：4,673t、R4：4,283t
2-9	民間再資源化施設を市内へ誘致	食品残渣や剪定枝類などを再資源化する民間再資源化施設を市内へ誘致し、更なるごみの減量及び再生利用の推進を図ります。	平成29年に「バイオガス発電施設の整備等に関する協定書」 ^{注)} を締結し、施設整備に係る支援を行い、令和5年2月から本市内に民間のバイオガス発電施設が設置されました。 注) 現在では協定をブラッシュアップし新たに「小牧市食品リサイクルを中心とした脱炭素化及び資源循環の推進に関する連携協定」を締結し、市内事業者の食品残渣の再資源化推進と再生可能エネルギーの導入について、事業者が集まる会合などで周知を行うなど働きかけをしています。

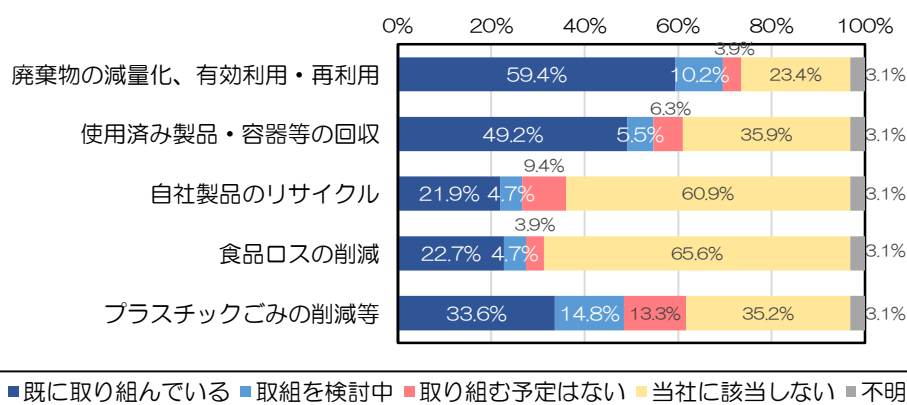
表 2.17 市民・事業者・行政の協働による3R推進の実施状況（3）

番号	取組名称	取組の内容	実績
④事業系ごみのリサイクルの推進			
2-10	古紙類の民間再生事業者への誘導	小牧岩倉エコルセンターへの古紙類の搬入を制限し、民間再生事業者への誘導を図ります。また、事業系古紙にあっては、機密文書や禁忌品の再生利用が進んでいないと考えられることから市による拠点回収場所の設置等の検討を行います。	平成26年度に市主導による民間の古紙コンテナを誘致し（市内1か所に設置）、以降民間再生事業者独自による設置を広めました。事業系古紙については、古紙リサイクルに関する内容等を記載した事業者向けパンフレットを全事業者へ配布し、古紙リサイクルの推進を図りました。
⑤小牧岩倉エコルセンターにおけるリサイクルの推進			
2-11	発電などの余熱利用によるエネルギーの有効活用（熱回収）	小牧岩倉エコルセンターにおいて溶融処理時に発生する余熱を利用した発電を行い、場内プラント稼働電力としての利用や外部への売電を行っています。また、小牧市温水プール及び小牧市第1老人福祉センター「野口の郷」に熱源を供給します。	平成27年度より小牧岩倉エコルセンターの供用が開始され、現在では小牧市第1老人福祉センターへ熱源を供給しています。（当初熱源供給をしていた小牧市温水プールは令和5年度末で閉館） また、溶融処理時に発生した余熱を利用し発電を行っています。 発電した電気は場内で利用しており、余剰分については売電を行い、廃棄物をエネルギーに変え、電力会社を通じて地域に電気を届けています。
2-12	中間処理後に発生する中間処理残渣の再生利用	小牧岩倉エコルセンターにおいてごみ破碎施設で処理後に発生する金属等を再生事業者へ引き渡し、再生利用します。 また、溶融処理後に発生する溶融スラグは、プレキャストコンクリート製品用骨材などの建設資材等としての活用が可能であることから、積極的に有効利用を図ります。	ごみ処理後に発生する金属や溶融処理後に発生するスラグ・メタルは再資源化事業者へ引き渡し、再生利用しています。

コラム【小牧市の環境に関する意識調査（事業者編）】

第三次小牧市環境基本計画（改定版）の策定に当たり、本市の環境について、市民・事業者に対しアンケートによる意識調査を行いました。

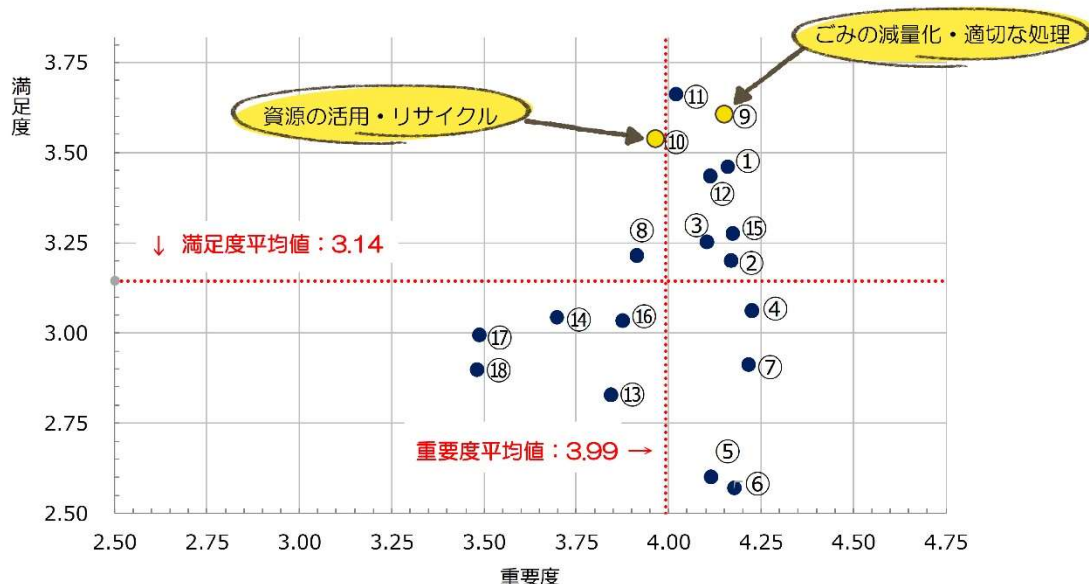
事業者の意識調査では、廃棄物の減量化、有効利用・再利用について、6割程度の事業者が既に取り組んでいます。また、使用済み製品・容器等の回収も5割程度となっています。



出典：小牧市の環境に関する意識調査報告書（小牧市、令和6年3月）を基に作成

コラム【小牧市の環境に関する意識調査（市民編）】

市民の意識調査では、ごみの減量化・適切な処理や資源の活用・リサイクルについて、満足度及び重要度ともに比較的高い結果となっています。



出典：小牧市の環境に関する意識調査報告書(小牧市、令和6年3月)を基に作成

①空気がきれい	⑩資源が活用され、リサイクルが積極的に行われている
②事業所による大気汚染や水質汚濁等の環境対策が徹底されている	⑪緑に囲まれ自然に親しめる
③化学物質や農薬による環境汚染の防止が図れている	⑫快適に歩ける歩道や散歩道、よく利用する公園がある
④騒音が少ない静かな生活環境が守られている	⑬川や池などのきれいな水辺がある
⑤交通渋滞が少ない	⑭野生生物の生息・生育空間が守られている
⑥公共交通機関が充実している	⑮風水害や土砂災害などの対策がされている
⑦不法投棄やポイ捨てなどのごみがなく清潔に保たれている	⑯地球温暖化対策の取組が進んでいる
⑧まちなみが美しい	⑰環境学習の機会がある
⑨ごみの減量が進み、適切に収集・処理されている	⑱環境に関する情報が入手しやすい

表 2.18 柔軟なごみ収集の推進と適正なごみ処理の実施状況（1）

番号	取組名称	取組の内容	実績
①高齢化などへの対応			
3-1	ごみ集積場の身近な配置とこまやか収集の実施	ごみ集積場が遠方にありごみ出しが困難になってしまわないよう、適切な配置を行います。それでもなお排出が困難な高齢者などの世帯に対しては、「こまやか収集」を実施します。	市民の利便性を考慮してごみ集積場を適切に配置しています。また、平成17年度より排出困難な高齢者等の世帯に対して「こまやか収集」（戸別収集）を実施しています。 （実施世帯数） R6：387世帯、R5：353世帯、R4：358世帯
②戸別収集の検討			
3-2	受益者負担金を踏まえた戸別収集の検討	戸別収集については狭隘道路が点在する地域において実施が困難であり、実施時には収集委託費用の増額など莫大な費用を要することから、ごみ収集の有料化など受益者負担金を踏まえて慎重に検討していきます。	平成29年度に検討した際には狭隘道路等市の地形を勘案して検討した結果、戸別収集の実施にかかる費用については現状の約3.4倍になると試算されました。また、本市内では住民基本台帳上の世帯数で約4割が共同住宅居住者であり、戸別収集の恩恵を受けられない世帯が多数いるため、戸別収集は実施に至っていませんが、今後の社会情勢等の変化を鑑みて引き続き検討をしていきます。
③社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備			
3-3	収集・処理体制の見直しによる適正なごみ処理の推進	社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、適宜収集・処理体制の見直しを行い、安定的な収集及び適正なごみ処理を行っていきます。	社会情勢等を勘案し適宜収集体制等の見直しを行っており、直近では令和4年4月の「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収を開始したほか、近年多発しているリチウム蓄電池の発火事故の対策として、令和7年1月から「危険ごみ」の名称を「発火性危険ごみ」に変更し、市民に分かりやすい分別収集体制を構築しました。
④適正な運転管理			
3-4	計画的な補修整備	小牧市リサイクルプラザ及び小牧岩倉エコルセンターの長期的な利用を見据え、計画的な補修・整備を行うことにより施設の延命化を図っていきます。	小牧市リサイクルプラザ及び小牧岩倉エコルセンターの長期的な利用を見据え、長寿命化計画を策定し、計画的な補修・整備を行い施設の適正な運転管理と延命化を図っています。
3-5	大気汚染物質の測定・公表	小牧岩倉エコルセンターにおいて、ごみ処理施設から発生するダイオキシン類などの大気汚染物質濃度等の測定・公表を行います。また、その結果をホームページ等に掲載することにより、施設やごみ処理に対する理解が得られるように努めます。	小牧岩倉エコルセンターでは、ごみ処理施設から発生するダイオキシン類などの大気汚染物質濃度等の測定を年に4度実施しており、その結果について地元役員で構成される会議や地域回覧、ホームページ等で公表することにより、施設やごみ処理に対する理解が得られるように努めています。

表 2.19 柔軟なごみ収集の推進と適正なごみ処理の実施状況（2）

番号	取組名称	取組の内容	実績
⑤最終処分場の維持			
3-6	最終処分場の維持管理	環境センター処分場において、公害防止計画に基づき、水質などの測定を行い、生活環境の保全を図ります。	環境センター処分場において、公害防止計画に基づき、水質などの測定を行い、生活環境の保全を図っています。
3-7	埋立量の削減	3Rに係る各種施策の実施、資源分別の強化、熔融処理などによるごみの資源化により、埋立量の削減を図ります。	家庭から排出される生ごみの減量を目的に生ごみ処理機器を購入した世帯に対して購入費の一部を補助しているほか、令和6年度にはリユースプラットホームを運営する事業者と協定を締結し、うち1者と官民連携によるリユース拠点を開設し、リユースの推進をしています。 また、令和6年4月からプラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収を開始したことや燃やすごみの名称を「燃やすしかないごみ」に名称変更したこと等でごみの減量化や資源分別の強化を図り、さらには、熔融処理などによるごみの再資源化により、埋立量の削減を図っています。

表 2.20 地域住民や事業者との協働による快適で清潔なまちづくりの実施状況

番号	取組名称	取組の内容	実績
①地域のごみ集積場の清潔保持			
4-1	地域によるごみ集積場の設置・維持管理と市による指導等	ごみ集積場の設置・維持管理を地域に委任している中で、区長やこまき環境保全推進員をはじめとした地域住民の啓発等によりごみ集積場利用者へ適正排出を促します。市は、地域からの要請に応じて不適正排出物の特別収集を実施し、不適正排出者へ指導を実施することで地域と協働してごみ集積場の清潔保持を図ります。	構造物の整備や設備の設置、監視カメラの購入などごみ集積場の整備を行う区に対し、補助金を交付することでごみ集積場の清潔保持を図っています。 不適正排出者への啓発及び再分別を促すことを目的としたシールを市民へ配布し、市民が不適正排出物へシールを貼付することで不適正排出者へ周知を行っています。シールを貼付しても再分別されず残置された不適正排出物は区からの要請により特別に回収するなど、ごみ集積場の清潔保持に努めています。 (特別収集対応件数) R6：429件、R5：597件、R4：907件
②地域住民等による地域環境の保全及び美化の推進			
4-2	地域住民や事業者による地区大掃除やアダプトプログラム★等の実施	地域住民や事業者が地区大掃除やクリーンアップ活動、アダプトプログラムへ積極的に参加し、市が活動の啓発やごみ袋などの物資の提供、ごみの収集を行うことで協働して地域環境の保全及び美化を推進します。	地域住民や事業者が地区大掃除やクリーンアップ活動、アダプトプログラムに参加し、円滑に活動できるよう市はホームページ等で周知・啓発を行い、必要に応じてごみ袋等の物資を提供しています。 また、小牧市快適で清潔なまちづくり条例に基づきごみ散乱防止市民行動の日を定め、市民行動の日には市内の美化活動を行うことで環境美化意識の向上を図っています。
4-3	ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定	ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域を指定し、指定区域においては重点的に地域の自主的な美化活動を支援したり、指定地域である旨の標識を設置したりすることで、ごみの散乱や環境の美化の推進を図ります。	平成18年に指定したごみ散乱防止区域は地域住民等の献身的な清掃活動により、ごみの散乱状況等は改善され、令和2年9月をもって指定区域を解除しました。 平成20年12月から一部地域にて路上喫煙禁止区域を定めており、廃棄物適正処理指導員により巡回・指導を行い、併せて清掃を実施しています。

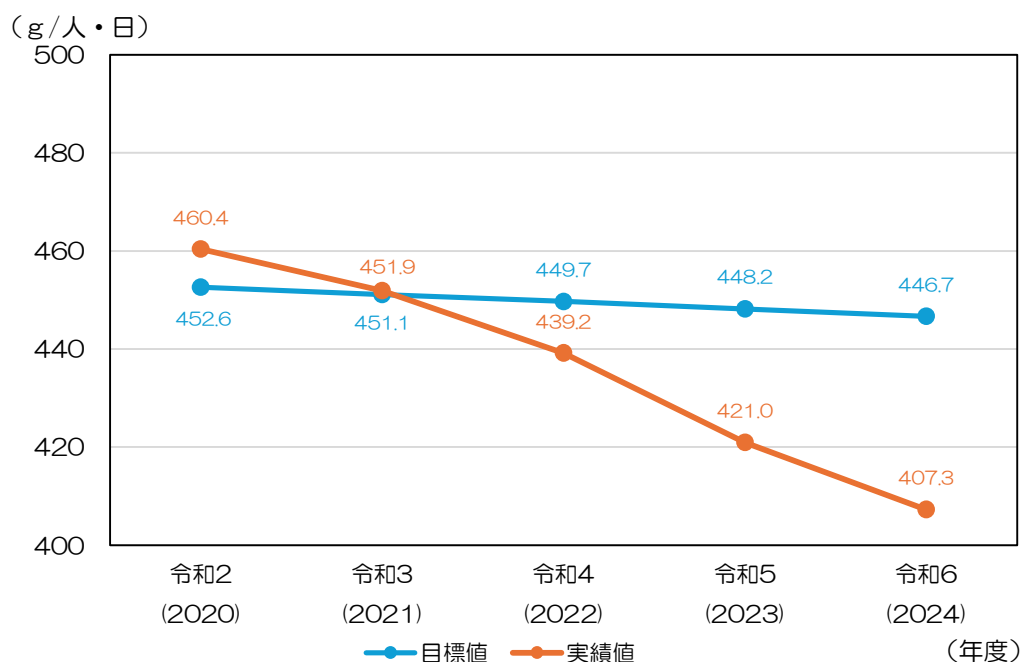
2) 前計画による目標の達成状況

前計画による令和6年度までの目標の達成状況については、次のとおりです。

① 家庭系ごみの1人1日当たり排出量（資源除く）

家庭系ごみの1人1日当たり排出量（資源除く）の目標達成状況は、図 2.10に示すとおりです。令和6年度の目標値446.7 g/人・日に対して、実績値は407.3 g/人・日で、目標を達成しています。

要因としては本市の啓発・指導等の施策に伴うリサイクルや分別に対する意識向上のほか、物価高騰による消費活動の抑制により1人1日当たりの排出量が減少したと考えられます。



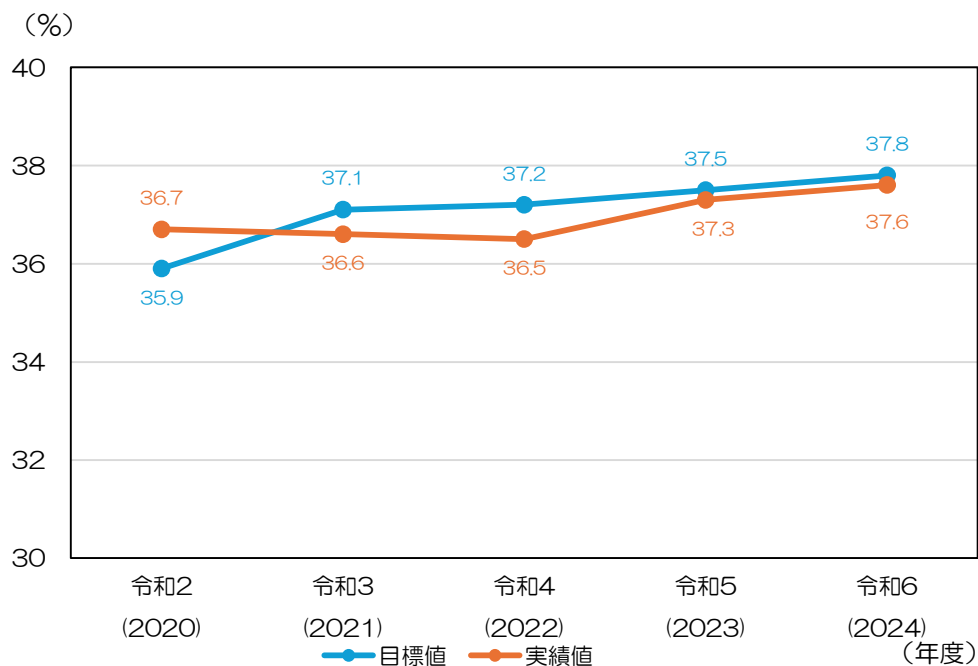
目標値：前計画の将来推計結果より作成

図 2.10 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源除く）

② ごみ総排出量に対する再資源化量の割合（再資源化率）

再資源化率の目標達成状況は、図 2.11に示すとおりです。令和6年度の目標値37.8%に対して、実績値は37.6%で、若干目標値を下回っています。

要因としては①の要因に加え、近年のペーパーレス化等の影響により家庭系ごみの排出量減少と同様に資源排出量が減少したため目標値を達成できなかったと考えられます。



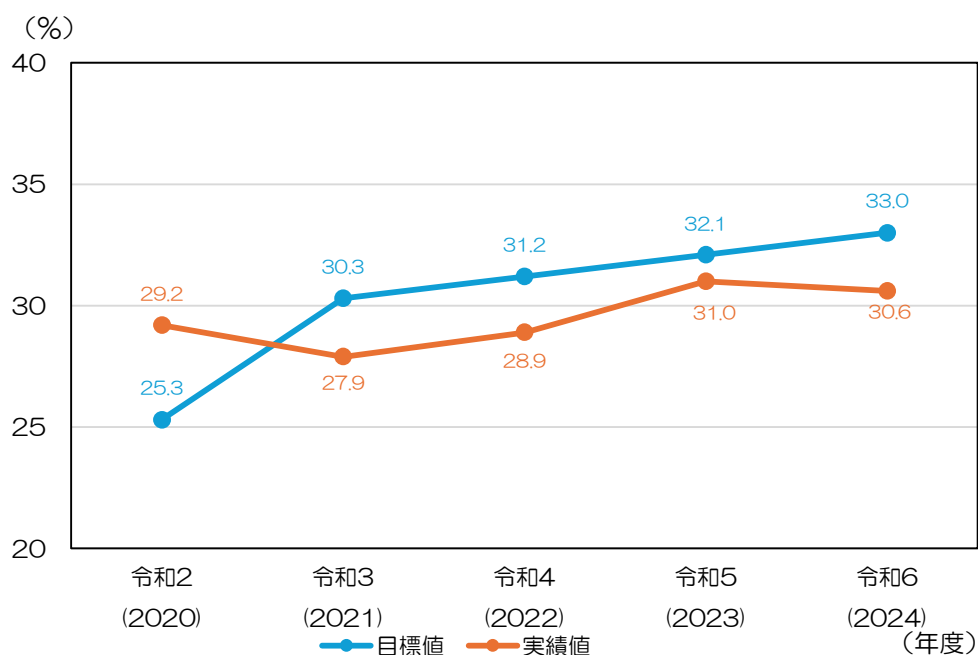
目標値：前計画の将来推計結果より作成

図 2.1 1 再資源化率

③ 事業系ごみに占める資源の割合

事業系ごみに占める資源の割合の目標達成状況は、図 2.1 2に示すとおりです。令和6年度目標値33.0%に対して、実績値は30.6%で、若干目標値を下回っています。

要因としては本市の継続的な周知・啓発等により資源化量は若干増えているものの事業系ごみ排出量の削減が進んでいないため、目標値を達成できなかったと考えられます。



目標値：前計画の将来推計結果より作成

図 2.1 2 事業系ごみに占める資源の割合

3) 課題整理

① 家庭系ごみ排出量（資源除く）

本市の啓発・指導等の施策に伴うリサイクルや分別に対する意識向上により、前計画の目標値 446.7 g/人・日（令和6年度）を達成しており、家庭系ごみ排出量は減少傾向にありますが、依然として、燃やすしかないごみ中に食品ロスなどの生ごみが多く含まれていることから、引き続き、食品ロス削減等の取組により、現状を維持しつつ、更なる減量化を図っていく必要があります。

② 事業系ごみ排出量

一部の事業系ごみについて、小牧岩倉エコルセンターへの搬入を制限しており、事業系ごみの再資源化に努めてはいるものの事業系ごみの総排出量については横ばい傾向となっており、前計画の事業系ごみに占める資源の割合の目標値33.0%（令和6年度）には達していません。依然として事業系ごみの中に多く含まれていると予想される再生可能な紙類や食品ロス等の生ごみについて、再資源化及び排出量削減の施策に取り組む必要があります。

③ 集団回収量

本市では資源回収を実施する団体等に奨励金を支払う等、集団回収の実施について推進しています。しかしながら、少子化によるこども会の減少や近年のペーパーレス化の影響等により集団回収量は減少傾向にあり、今後は現状の回収量を増加できるよう継続した支援が必要となります。

④ 再資源化率

本市の再資源化率は愛知県内の市の中では8年連続1位（平成28年度～令和5年度実績）と高い水準で横ばい傾向になっていますが、本市の啓発・指導等の施策に伴うリサイクルや分別に対する意識向上、近年のペーパーレス化等の影響により、本市の資源及びごみ排出量はともに減少傾向にあり、本市の再資源化率は前計画の目標値37.8%（令和6年度）には達していません。

今後は食品ロス削減や適正な分別の周知徹底等の取組により、更なるごみの減量化と再資源化を図っていく必要があります。

⑤ 焼却量

本市では「燃やすごみ」の名称を「燃やすしかないごみ」に変更する等、様々な施策を実施し、ごみ焼却量の削減に努めています。本市の焼却量の令和5年度実績は619 g/人・日、令和6年度実績は606 g/人・日となっています。令和5年度実績時点で全国平均690 g/人・日や愛知県平均665 g/人・日を下回っていますが、国の目標値580 g/人・日（令和12年度）に達するためには、食品ロスや紙・剪定枝類を含む燃やすしかないごみのさらなる減量化を検討する必要があります。

⑥ 最終処分量

本市のごみを処理する小牧岩倉エコルセンターでは処理方式としてシャフト炉式ガス化溶融炉を採用しており、処理後の溶融スラグが資源化可能なことからごみ総排出量に対する最終処分量の割合（最終処分率）は、令和5年度実績及び令和6年度実績で1.9%となっています。令和5年度実績時点で全国平均8.1%や愛知県平均6.3%を下回っており、愛知県内で最も少ない状況であり、今後もこの状況を維持していく必要があります。

⑦ ごみ処理経費

本市の令和5年度の1人当たりごみ処理経費は13,012円/人で、愛知県平均12,631円/人と概ね同等となっています。今後は、持続可能なごみ処理体制を維持していくため、ごみ処理の広域化・集約化についても検討していく必要があります。

以上のように、本市のごみ処理は、ごみ排出量、再資源化率、最終処分量及びごみ処理経費は概ね良好に推移しており、大きな課題はないと考えられます。今後もこの状況を維持するとともに、ごみ処理量・処理経費としての大きなウエイトを持っている焼却量（家庭系燃やすしかないごみ及び事業系燃やすごみ排出量）の削減に向けて、さらなるごみ減量化・再資源化の推進が必要となっています。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念・基本方針

本市では、平成27年3月に前計画を策定し、「第三次循環型社会形成推進計画」に基づき、基本理念を『循環型社会の構築』とし、減量化・再資源化などの取組を実施してきました。

こうしたなか、国においては、令和6年5月に「第六次環境基本計画」が策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が掲げられました。また、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が主眼に掲げられています。

また、本市においても令和7年3月に「第三次小牧市環境基本計画（改定版）」を策定しており、これら関連計画に基づき、また、前計画の基本理念を踏襲しつつ、基本理念及び基本方針を以下のとおり設定します。

「資源循環型社会の実現」を目指して、【基本方針1：ごみ減量化及び適正処理の推進】、【基本方針2：5Rの推進】及び【基本方針3：柔軟で経済的なごみ処理システムの構築】の3つの基本方針を推進し、基本理念の実現のために取り組んでいきます。

基本理念「資源循環型社会の実現」



基本理念の実現

基本方針1 ごみ減量化及び適正処理の推進

資源循環型社会の実現に向けては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を意識し実践するとともに、相互の連携を意識した取組が必要です。

市民・事業者のごみに関する意識向上を図るため、環境教育・環境学習や各種イベントによる普及・啓発、情報提供の充実を推進します。

基本方針2 5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進

市民・事業者・行政が一丸となって、ごみの減量化と資源の有効利用などの5Rの取組を推進し、循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換の一端を担い、資源循環型社会の実現を目指します。

基本方針3 柔軟で経済的なごみ処理システムの構築

ごみの収集運搬、処理・処分の各過程において、柔軟でかつ安定性・継続性・効率性・経済性を考慮したごみ処理システムを構築します。

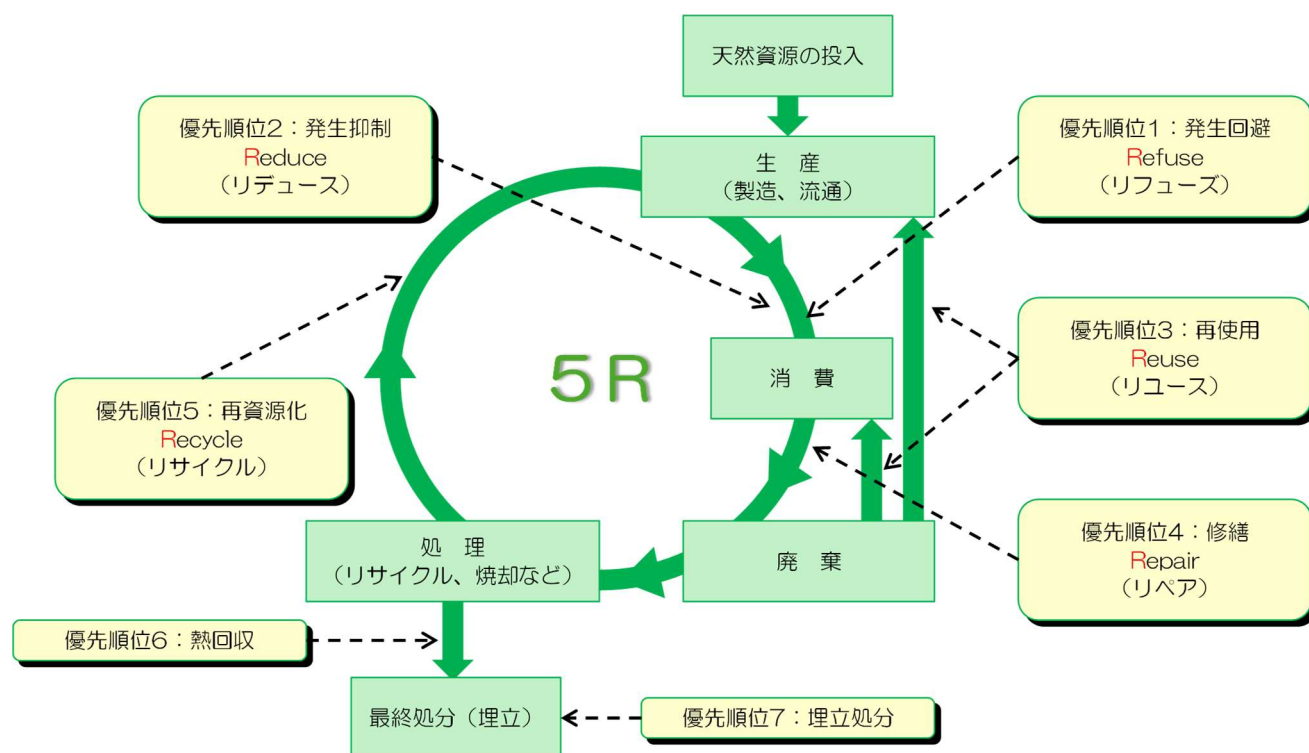
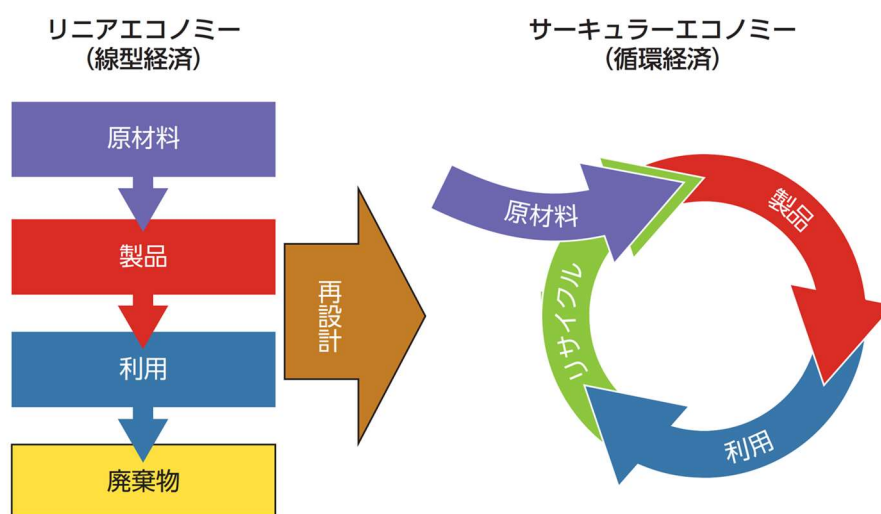


図 3.1 資源循環型社会の実現に向けた処理の優先順位

コラム【資源循環型社会の実現に向けて】

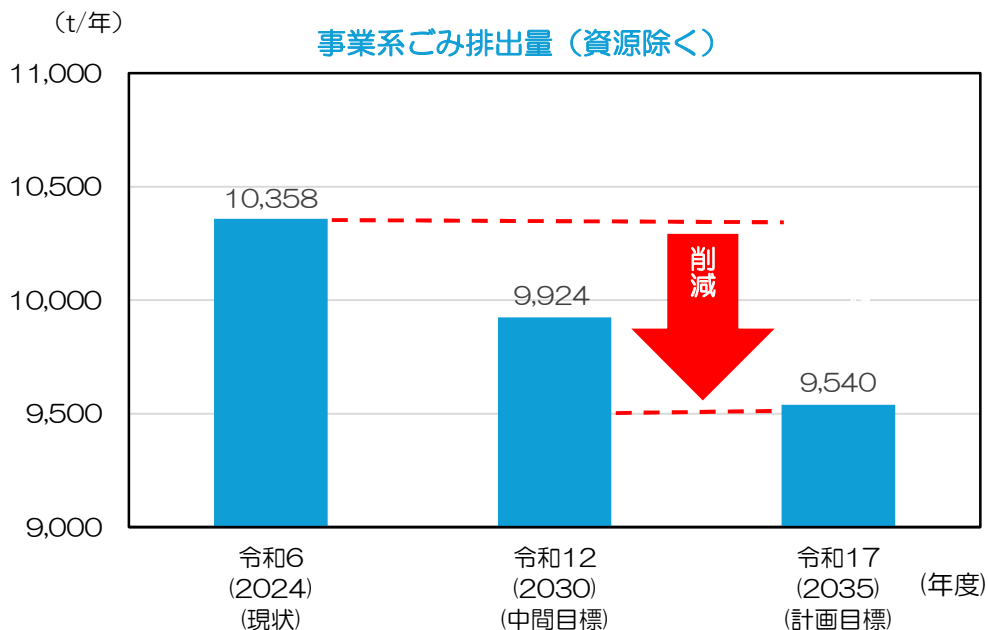
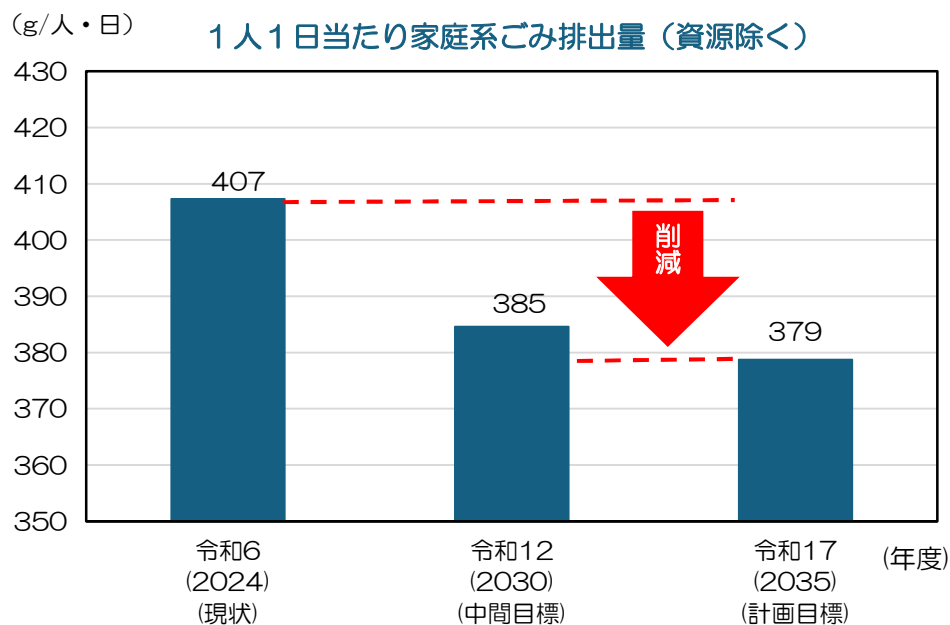
資源循環型社会の実現に向けて、資源生産性・再資源化率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済」（サーキュラーエコノミー）への移行が鍵といわれています。

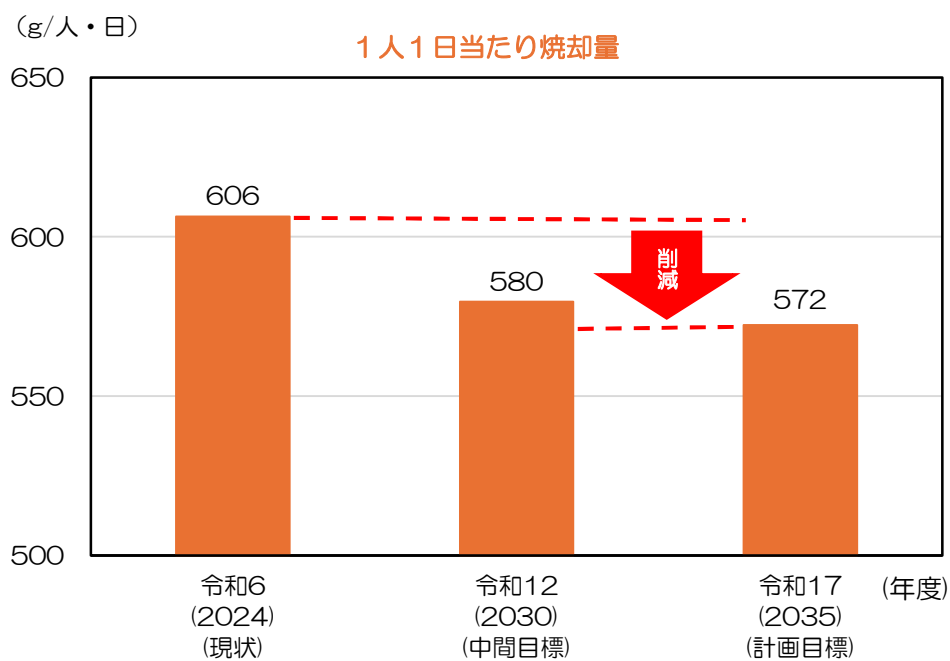
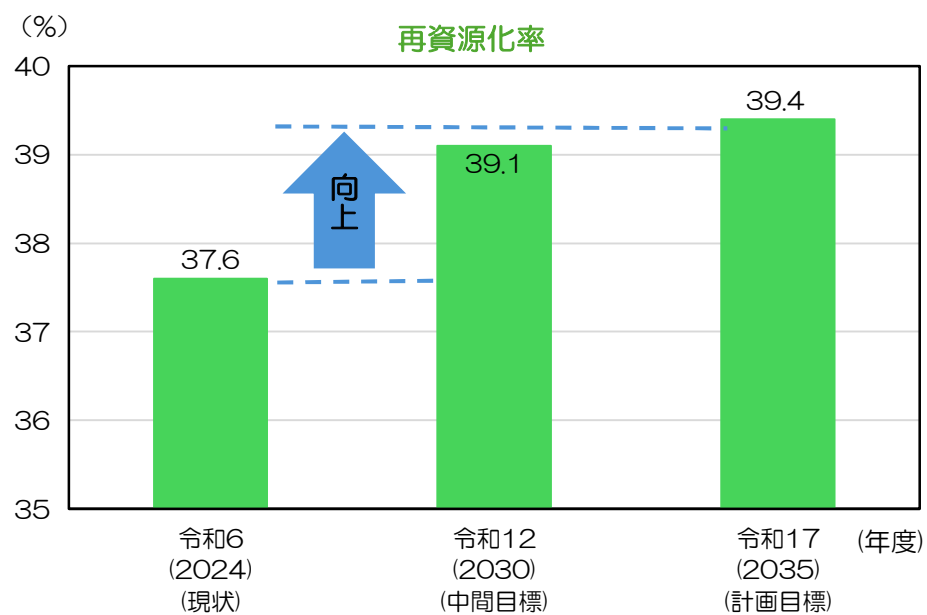


出典：令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書
(令和7年6月閣議決定)

第2節 減量化・再資源化目標

本計画の目標値は、本市のこれまでのごみ減量化及び再資源化などの施策を踏まえ、国の目標値等を勘案して、令和12年度を中間目標、令和17年度を計画目標として、以下に示すとおり設定します。





第4章 目標達成に向けた取組

第1節 施策体系

基本理念「資源循環型社会の実現」に向けて、ごみ減量化・再資源化施策の取組を進めていきます。本計画における施策体系は、表 4.1 に示すとおりです。

表 4.1 本計画の施策体系

基本理念	基本方針	基本施策	具体的な取組	位置付け
資源循環型社会の実現	【基本方針1】 ごみ減量化及び 適正処理の推進	【基本施策1-1】 環境教育・環境 学習の充実	①ごみ減量・資源リサイクルに関する副読本の作成・配布	継続
			②生涯学習まちづくり出前講座の実施	継続
			③小中学校総合学習への職員派遣等の実施	継続
			④ごみ処理施設等の見学会の実施	新規
		【基本施策1-2】 情報提供の充実	①広報こまきや各種パンフレット及びごみ分別アプリ等の活用	拡充
			②外国人市民や転入者への情報提供の徹底	拡充
			③啓発冊子「資源・ごみの分け方と出し方」等の作成	継続
			④事業者向け啓発冊子の作成	継続
			⑤小牧岩倉エコルセンターと連携した事業者指導	継続
		【基本施策1-3】 イベントの開催・支援	①環境フェア、小牧市民まつり等でのごみ減量等の周知・啓発	新規
			②リユースイベントの開催	新規
		【基本施策1-4】 事業者・地域 との連携	①区(自治会)によるごみ集積場の設置・維持管理と市による指導	継続
	【基本方針2】 5R(リフューズ、 リデュース、リ ユース、リペア、 リサイクル) の推進	【基本施策2-1】 リフューズの推進	②地域住民や事業者による地域大清掃やアダプトプログラム等の実施	継続
			③ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定	継続
		【基本施策2-2】 リデュースの推進	①リフューズによるごみ発生抑制の周知・啓発	継続
			②マイボトル、マイ箸等の活用推進	継続
		【基本施策2-3】 リユース・リペアの 推進	①使い捨てプラスチック製品等の使用削減の周知・啓発	拡充
			②食品ロスの削減	拡充
		【基本施策2-4】 リサイクルの推進	③フードドライブ活動等の推進	新規
			④エコッキングの奨励	新規
			⑤生ごみの水切りの推進	新規
			⑥生ごみ処理機器によるごみ減量化の支援	拡充
			⑦減量化等計画書を用いた減量化意識向上の推進	継続
			①リユースによるごみ発生抑制の啓発	新規
			②こども服、絵本・古本のリユースの推進	拡充
			③粗大ごみ等のリユースの推進	新規
			④修理再生品の提供	継続
			①プラスチックリサイクルの推進	拡充
			②雑がみ、剪定枝類等の資源分別の徹底	継続
			③資源回収の奨励	継続
			④民間再資源化施設への食品残渣や剪定枝類などの搬入促進	拡充
			⑤古紙類の民間再生事業者への誘導など多様な方法による資源の回収	継続
	【基本方針3】 柔軟で経済的な ごみ処理システム の構築	【基本施策3-1】 ごみ排出の対応	⑥中間処理での資源回収・有効利用	継続
			⑦発電などの余熱利用によるエネルギーの有効利活用	継続
		【基本施策3-2】 適正なごみ処理施設 の運転管理	⑧再資源化における先進的な取組の研究	新規
			⑨循環経済への転換に向けた普及・啓発	新規
		【基本施策3-3】 社会情勢等を踏まえた 収集・処理体制の整備	①ごみの分別品目及び収集運搬方法の適宜見直し	継続
			②高齢者等に対応したごみ支援サービスの充実	継続
			③再資源化可能なごみの周知の推進	継続
			①ごみ処理施設の計画的な補修・整備	継続
			②最終処分場の維持管理	継続
			③大気汚染物質等の定期測定結果の公表	継続
			①今後のごみ処理広域化・集約化への対応検討	新規

第2節 基本方針1「ごみ減量化及び適正処理の推進」

効果的なごみ減量化・再資源化及び適正処理を推進するためには、市民・事業者・行政が協働のもとでお互いの特性を活かし、役割を分担して行動します。



【基本施策1-1 環境教育・環境学習の充実】

具体的な取組	位置付け	内容
①ごみ減量・資源リサイクルに関する副読本の作成・配布	継続	ごみの減量と資源のリサイクルの必要性を学習するための副読本を作成し、市内小学校に配布します。
②生涯学習まちづくり出前講座の実施	継続	生涯学習まちづくり出前講座に、本市職員を派遣します。
③小中学校総合学習への職員派遣等の実施	継続	小中学校の総合学習や環境学習に対して、本市職員を派遣します。
④ごみ処理施設等の見学会の実施	新規	ごみ処理施設等の見学を要望する小中学校の児童・生徒及び市民を対象として、ごみ処理施設等の見学会を実施します。



【基本施策1-2 情報提供の充実】

具体的な取組	位置付け	内容
①広報こまきや各種パンフレット及びごみ分別アプリ等の活用	拡充	幅広い市民へわかりやすく情報を発信するため、広報こまきや各種パンフレットに加えごみ分別に関する啓発動画を作成し、また、ごみ分別アプリやFacebook、X（旧twitter）、LINEをはじめとしたSNS等、さまざまなツールを有効的に活用し、周知・啓発に努めていきます。
②外国人市民や転入者への情報提供の徹底	拡充	外国人市民や転入者へ本市の分別方法等の情報が確実に行き届くよう、転入の手続き時における市窓口や共同住宅については管理会社等を通じて情報提供し、周知徹底を図ります。 また、外国人向けのごみ分別に関する啓発動画を作成し、分かりやすい情報提供に努めます。
③啓発冊子「資源・ごみの分け方と出し方」等の作成	継続	市民向け分別啓発冊子「資源・ごみの分け方と出し方」や資源・ごみ収集カレンダー等を作成、ごみ分別アプリの配信等を通じて適正な分別方法等の積極的な周知・啓発を行います。
④事業者向け啓発冊子の作成	継続	事業者向けパンフレットを活用し、廃棄物の適正な処理を促すだけでなく、民間再資源化施設の情報を発信していきます。
⑤小牧岩倉エコルセンターと連携した事業者指導	継続	小牧岩倉エコルセンターへの産業廃棄物の混入防止を図るため、小牧岩倉エコルセンターにより市許可業者に対する搬入検査を行い、産業廃棄物の混入が確認できた場合には本市と情報共有をし、本市及び小牧岩倉エコルセンターから厳しく指導した上で、排出元事業者の分別を徹底させます。



【基本施策１－３ イベントの開催・支援】

具体的な取組	位置付け	内容
①環境フェア、小牧市民まつり等でのごみ減量等の周知・啓発	新規	環境フェア、小牧市民まつり等のイベントに積極的に参加し、ごみ減量等の周知・啓発を行います。
②リユースイベントの開催	新規	こども服、絵本・古本のリユースイベントを開催し、リユースを推進します。



【基本施策１－４ 事業者・地域との連携】

具体的な取組	位置付け	内容
①区（自治会）によるごみ集積場の設置・維持管理と市による指導	継続	ごみ集積場の設置・維持管理を地域に委任している中で、区長やこまき環境保全推進員をはじめとした地域住民の啓発等によりごみ集積場利用者へ適正排出を促します。本市は、区（自治会）からの要請に応じて不適正排出物を特別に回収し、不適正排出者へ指導を実施することやごみ集積場の整備を行う区（自治会）に対して補助金を交付することでごみ集積場の清潔保持を図ります。
②地域住民や事業者による地域大清掃やアダプトプログラム★等の実施	継続	地域住民や事業者が地区大掃除やクリーンアップ活動、アダプトプログラムへ積極的に参加し、本市が活動の啓発やごみ袋などの物資の提供、ごみの収集を行うことで協働して地域環境の保全及び美化を推進します。また、小牧市快適で清潔なまちづくり条例に基づきごみ散乱防止市民行動の日を定め、市民行動の日には市内の美化活動を行うことで環境美化意識の向上を図ります。
③ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定	継続	必要に応じて、ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域を指定し、指定区域においては重点的に地域の自主的な美化活動を支援したり、指定地域である旨の標識を設置したりすることで、ごみの散乱や環境の美化の推進を図ります。

第３節 基本方針２「５Ｒの推進」

５Ｒには各段階において、期待される行動があります。限りある資源を有効に活用するため、５Ｒを一層推進し、循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換の一端を担い、さらなるごみ減量化・再資源化を推進します。



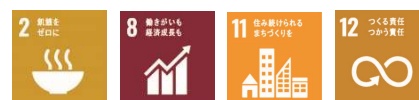
【基本施策２－１ リフューズの推進】

具体的な取組	位置付け	内容
①リフューズによるごみ発生抑制の周知・啓発	継続	市民（消費者）に対して、レジ袋等ごみになってしまうものの購入を控え、過剰包装を断るよう周知・啓発していきます。
②マイボトル、マイ箸等の活用推進	継続	マイボトル・マイカップ・マイ箸の活用を推進し、プラスチック類の発生抑制を図っていきます。



【基本施策2-2 リデュースの推進】

具体的な取組	位置付け	内容
①使い捨てプラスチック製品等の使用削減の周知・啓発	拡充	使い捨てプラスチック製品等の使用削減について周知・啓発し、ごみ減量化、地球温暖化防止やマイクロプラスチック*を中心とする海洋プラスチックごみの低減を図ります。
②食品ロスの削減	拡充	食材の使いきり、食品の食べきりに関する情報発信を行います。また、食品ロスの実態を継続的に把握し、「てまどり運動」の実施等、効果的な削減方法について検討を進めます。
③フードドライブ*活動等の推進	新規	フードドライブ活動をはじめ、食品廃棄物の発生抑制につながる取組を推進します。
④エコクッキングの奨励	新規	ホームページ等により、ごみを出さない調理方法の周知・啓発を行っていきます。
⑤生ごみの水切りの推進	新規	生ごみの水切りグッズの普及と水切り方法の周知・啓発を行い、ごみの減量化を推進します。
⑥生ごみ処理機器によるごみ減量化の支援	拡充	生ごみ処理に関する情報を市民に提供していきます。家庭用生ごみ処理機器の購入世帯に支援を行います。また、生ごみ処理機器で処理した後の堆肥について、有効利用できるよう検討を行います。
⑦減量化等計画書を用いた減量化意識向上の推進	継続	多量排出事業者や大規模事業者等へ減量化等計画書の提出を義務づけ、ごみの減量化や古紙類及び食品残渣等の再資源化の意識向上を図ります。



【基本施策2-3 リユース・リペアの推進】

具体的な取組	位置付け	内容
①リユースによるごみ発生抑制の啓発	新規	使い捨てではなく、何度も使える容器に入った製品を選ぶことや、まだ使える服などを必要としている人に譲るなど、家庭でできるリユースの提案を市民に行います。
②こども服、絵本・古本のリユースの推進	拡充	市内児童館やプラザハウスにおいてリユースコーナーを常設し、服・本の引き取り及び提供を無料で行うとともに、こども服、絵本・古本のリユースイベントを開催し、リユースを推進します。
③粗大ごみ等のリユースの推進	新規	民間事業者との連携を行い、粗大ごみ等のリユースについて意識啓発を行い、粗大ごみ等の減量を図ります。
④修理再生品の提供	継続	修理可能な自転車をプラザハウスで修理し、修理再生品として市民に提供していきます。



【基本施策２－４ リサイクルの推進】

具体的な取組	位置付け	内容
①プラスチックリサイクルの推進	拡充	プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収し、市民の排出利便性を図るとともに効果的な周知・啓発を実施しプラスチック資源回収量の増加を図ります。また、資源として回収したペットボトルは水平リサイクルを実施していきます。
②雑がみ、剪定枝類等の資源分別の徹底	継続	資源として回収している雑がみ、剪定枝類等のごみ集積場や拠点回収場所での分別を徹底し、資源回収量の増加を図っていきます。
③資源回収の奨励	継続	市民による自主的な資源回収は、リサイクルの推進に貢献するだけでなく、地域コミュニティ等の活性化にもつながることから、資源回収団体への奨励金制度や行政区による集団回収方式により資源回収を促進します。
④民間再資源化施設への食品残渣や剪定枝類などの搬入促進	拡充	事業者から発生する食品残渣や剪定枝類の小牧岩倉エコルセンターへの搬入を一部制限し、市外も含めた民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進します。
⑤古紙類の民間再生事業者への誘導など多様な方法による資源の回収	継続	小牧岩倉エコルセンターへの古紙類の搬入を制限し、民間再生事業者への誘導を図ります。また、事業系古紙については、機密文書や禁忌品の再生利用が進んでいないことから、多様な方法による資源回収を検討します。
⑥中間処理での資源回収・有効利用	継続	小牧岩倉エコルセンターにおいてごみ破砕施設で処理後に発生する金属等を再生事業者へ引き渡し、再生利用します。また、溶融処理後に発生する溶融スラグは、プレキャストコンクリート製品用骨材などの建設資材等としての活用が可能であることから、積極的に有効利用を図ります。
⑦発電などの余熱利用によるエネルギーの有効利活用	継続	小牧岩倉エコルセンターにおいて溶融処理時に発生する余熱を利用した発電を行い、場内プラント稼働電力としての利用や外部への売電を行っていきます。また、小牧市第１老人福祉センター「野口の郷」に熱源を供給します。
⑧再資源化における先進的な取組の研究	新規	燃やすしかないごみの多くを占める生ごみや今後、高齢化により排出量の増加が予想される紙おむつ等の再資源化について先進的な取組の調査・研究を実施します。
⑨循環経済への転換に向けた普及・啓発	新規	循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を促進するため、市内の民間再資源化施設と連携し、エネルギーの地産地消について市内事業者へ働きかけなどを行います。また、国や愛知県等の動向を注視しながら、循環経済への転換に向けた仕組みを検討し、推進します。

第4節 基本方針3「柔軟で経済的なごみ処理システムの構築」

適正な分別排出の周知を図ることで、リサイクルは推進されます。また、新たな分別品目の追加等への対応をしていくことで、さらなるごみ減量意識の醸成や再資源化を推進していくことが可能となります。



【基本施策3-1 ごみ排出の対応】

具体的な取組	位置付け	内容
①ごみの分別品目及び収集運搬方法の適宜見直し	継続	社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、ごみの分別区分や収集・処理体制を適宜見直しを行い、安定的な収集及び適正なごみ処理を行っていきます。
②高齢者等に対応したごみ支援サービスの充実	継続	ごみ集積場が遠方にありごみ出しが困難になってしまわないよう、適切な配置を行います。それでもなお排出が困難な高齢者などの世帯に対しては、「こまやか収集」（戸別収集）を実施します。
③再資源化可能なごみの周知の推進	継続	雑がみや剪定枝類等の再資源化可能な廃棄物について周知を図り、分別意識を醸成し再資源化率の向上に努めます。



【基本施策3-2 適正なごみ処理施設の運転管理】

具体的な取組	位置付け	内容
①ごみ処理施設の計画的な補修・整備	継続	小牧市リサイクルプラザ及び小牧岩倉エコルセンターの長期的な利用を見据え、計画的な補修・整備を行うことにより施設を適正に管理していきます。
②最終処分場の維持管理	継続	環境センター処分場において、公害防止計画に基づき、水質などの測定を行い、生活環境の保全を図ります。
③大気汚染物質等の定期測定結果の公表	継続	小牧岩倉エコルセンターにおいて、ごみ処理施設から発生するダイオキシン類*などの大気汚染物質濃度等の測定・公表を行います。また、その結果をホームページ等に掲載することにより、施設やごみ処理に対する理解が得られるように努めます。



【基本施策3-3 社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備】

具体的な取組	位置付け	内容
①今後のごみ処理広域化・集約化への対応検討	新規	国通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を踏まえて、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（令和3年11月）が策定され、広域化・集約化に関する基本的な考え方が示されています。本市においても、この計画に基づき、今後のごみ処理システムについて検討していきます。

第5章 個別計画

1) 特別管理一般廃棄物

市内から排出される特別管理一般廃棄物としては、ばいじん（集じん灰）、感染性一般廃棄物★、PCB★を含む部品が挙げられます。

これら特別管理一般廃棄物への対応は、表 5.1 に示すとおりです。

表 5.1 特別管理一般廃棄物への対応

特別管理一般廃棄物	対応
ばいじん（集じん灰）	小牧岩倉エコルセンターで発生する集じん灰は外部に処理委託し再資源化または薬剤による処理を行い、安定化・無害化した後処理委託します。
感染性一般廃棄物	医療関係機関による管理及び適正処理・処分を指導します。
PCBを含む部品	PCBを含む部品が廃棄された場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の施行に伴い整備された処理体制に基づき、管理及び適正処理・処分を指導します。
廃水銀	蛍光管類や水銀体温計などの水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀は、生活環境の保全上支障が生じないうちに、特別管理一般廃棄物処理基準に従って適正処理・処分をします。

2) 適正処理困難物

適正処理困難物とは、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第26条第1項第7号で規定する排出禁止物のうち、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則第16条で規定する市では収集・処理ができないもののことです。本市では、表 5.2 に示す品目を適正処理困難物としています。

適正処理困難物については、製造・販売事業者責任のもと、民間事業者での適正処理を要請していきます。

表 5.2 本市が指定している適正処理困難物

項目	品目
適正処理困難物	家電リサイクル法対象機器、タイヤ、機械オイル、塗料（スプレー缶式塗料は除く）、LPガスボンベ、バッテリー、耐火金庫、消火器、農機具 など

3) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物とは、在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される廃棄物のことです。

在宅医療廃棄物については、原則、専門機関の指導のもと入手先に返却することを要請していき、関係機関や各家庭へ周知を行います。

万一、返却できない場合には感染性の有無等に応じて適正な処理方法を案内していきます。

4) 災害廃棄物

本市域においては、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。また、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川の氾濫や土砂災害等といった災害リスクも高まっている中、被災時には大量の廃棄物が発生することが想定されます。

したがって、被災時には令和5年3月に改定をした「小牧市災害廃棄物処理計画」を基に、想定される災害等に対する事前の体制準備を中心とした市民・事業者・行政の連携により円滑に災害廃棄物を処理していきます。

5) 不法投棄防止対策

不法投棄防止のための体制整備に努めるとともに、現状復帰の迅速化を推進します。

<主な取組>

- 不法投棄防止のための措置（看板、柵、回転灯、監視カメラの設置）
- 不法投棄されやすい地域を中心とした防止活動の推進（パトロールなど）
- 不法投棄現場を示す地図を作成し、不法投棄の発生場所を可視化
- 市民、NPO、関係機関、民間業者との連携
- ごみ散乱防止・撤去（アダプトプログラム、クリーンアップ活動など）
- 不用品回収業者への指導
- 近隣自治体との定期的な意見交換

第6章 食品ロス削減推進計画

第1節 食品ロスとは

食品ロスとは、売れ残りや食べ残し、直接廃棄や食べ残しなど、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることです。食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産・製造、配送・販売等、消費の各段階において日常的に発生しています。

我が国における食品ロスは令和5年度では464万t/年発生しており、この値は国連世界食糧計画による令和5年の食料支援量（約370万t/年）の約1.3倍に相当します。また、排出別では家庭系233万t/年、事業系231万t/年となっています。

平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に向けて食品ロスの削減が必要とされるなど国際的にも重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年5月に公布、10月に施行され、令和2年3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。食品ロス削減推進法において、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

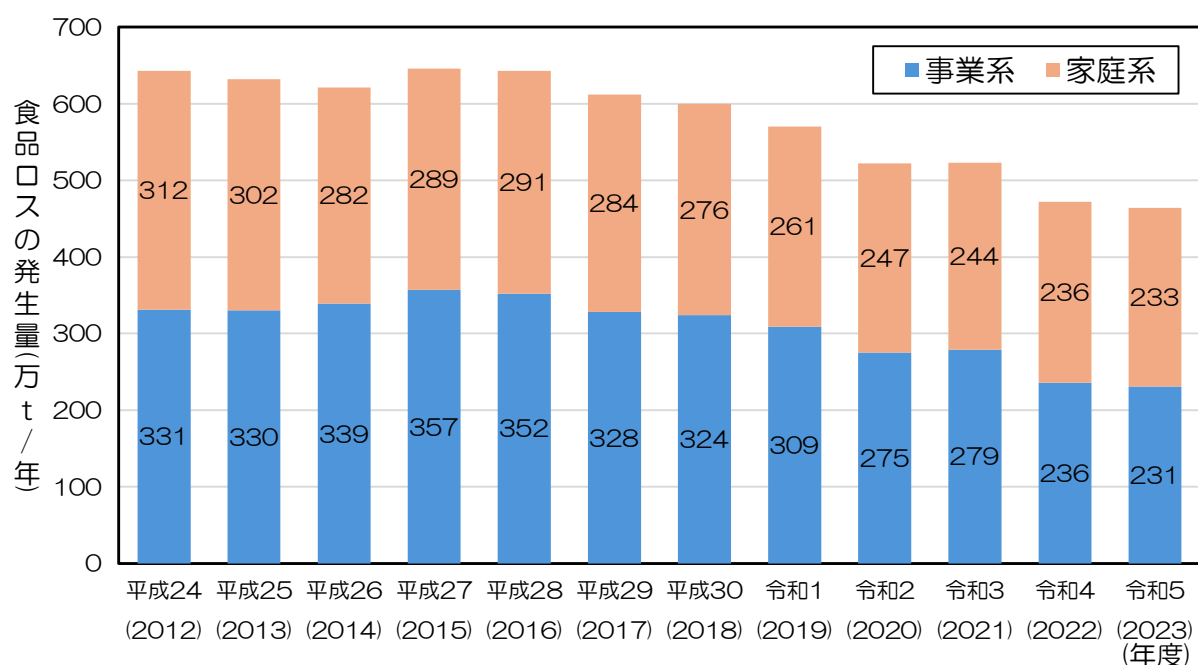
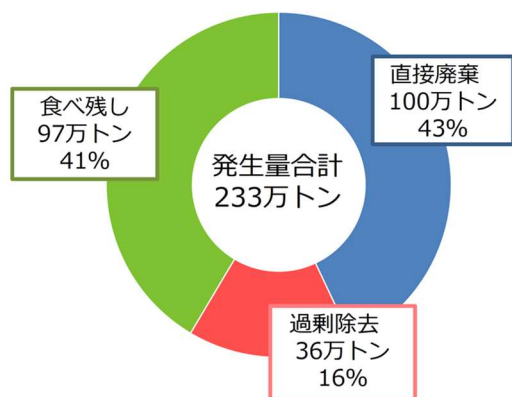
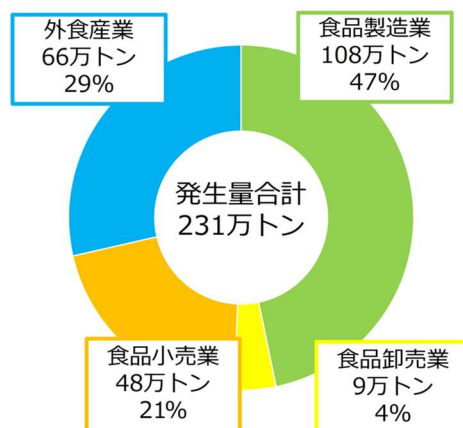


図 6.1 我が国の食品ロス発生量の推移

家庭系食品ロスの内訳



事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



出典：我が国の食品ロスの発生量の推移(環境省)を基に作成

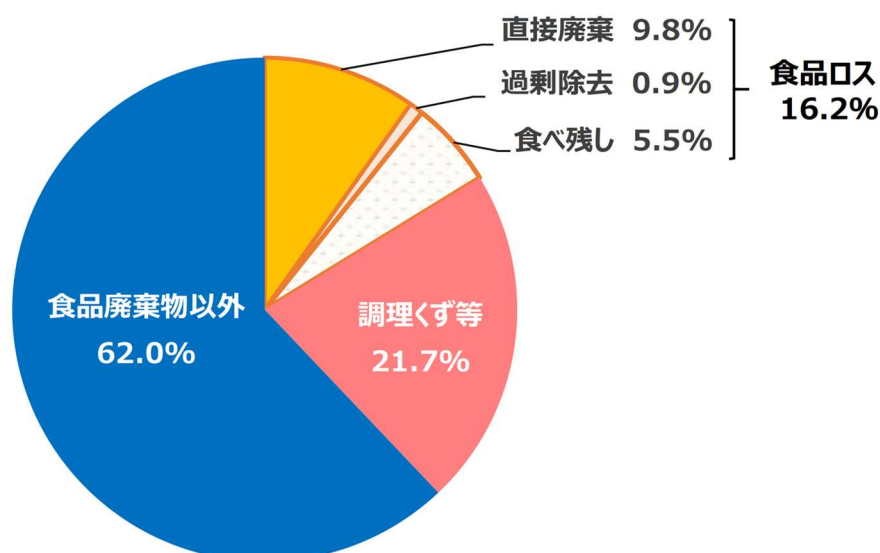
図 6.2 食品ロスの発生要因（令和5年度）

第2節 愛知県の状況

1) 家庭系食品ロスの現状

愛知県の家庭系食品ロスの発生量については、愛知県が令和元年度に実施した県内6市（豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市及び豊田市）における家庭から排出される可燃ごみの組成調査（家庭系食品ロス量調査）を行っています。

これによると、家庭系食品ロスは、生活系可燃ごみのうち約6分の1（16.2%）を占め、その内訳は、直接廃棄が最も多く、次いで食べ残し、過剰除去の順になっています。



出典：愛知県食品ロス削減推進計画(愛知県、令和4年(2022年)2月)

注) 四捨五入しているため、内訳の数値と合計値は一致しない

図 6.3 家庭系可燃ごみの組成（愛知県）

2) 事業系食品ロスの現状

愛知県の事業系食品ロスの発生要因については、愛知県が令和2年度に実施した食品関連事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）対象のアンケート調査（事業系食品ロス量調査）があります。

アンケート調査結果から回答が多かったものを挙げると、食品製造業では「製造工程における原材料端材」が約52％、食品卸売業では「納品期限の切れた商品（売れ残り商品）」と「入荷後の傷み等により食用にならない原材料等」がともに約44％、食品小売業では「販売期限切れの商品」が約92％、外食産業では「お客様の食べ残し」が約89％となっています。

表 6.1 事業系食品ロスの発生要因（愛知県）

要因		業種					
		食品製造業 (n=166)	食品卸売業 (n=18)	食品小売業 (n=164)	外食産業 (n=144)	宿泊業 (n=18)	飲食店、持ち帰り、その他 (n=126)
原材料仕入れ過程	入荷後の傷み等により食用にならない原材料等	26.5%	44.4%	50.6%	31.9%	27.8%	32.5%
	過剰発注等の発注ミス	19.3%	22.2%	49.4%	16.7%	5.6%	18.3%
	規格外農産物等	8.4%	22.2%	23.8%	3.5%	0.0%	4.0%
製造・調理過程	製造工程における原材料端材（パンの耳等）	52.4%	11.1%	60.4%	25.0%	27.8%	24.6%
	見込み生産等による作りすぎなど、需要予測ミスによる廃棄	31.9%	22.2%	68.3%	29.9%	33.3%	29.4%
	試作品・サンプル品	45.8%	11.1%	17.7%	18.1%	16.7%	18.3%
	返品、不良品（パッケージの印刷ミス等）	42.2%	22.2%	37.2%	2.8%	0.0%	3.2%
	設備の操作ミスによるロス	42.8%	5.6%	4.9%	6.3%	0.0%	7.1%
	立ち上がりロス等の設備に起因するロス ^{注1)}	42.2%	5.6%	6.7%	1.4%	0.0%	1.6%
	発酵残渣、抽出残渣等のうち食用にできるもの（おから、日本酒の酒粕等）	7.2%	0.0%	1.2%	0.7%	0.0%	0.8%
輸送・卸売・保管過程	事故品（輸送中のパッケージ破損、保管中の異物混入等で回収したものなど）	21.7%	27.8%	28.0%	3.5%	0.0%	4.0%
	納品期限の切れた商品（売れ残り商品）	18.7%	44.4%	7.9%	5.6%	0.0%	6.3%
小売過程	販売期限切れの商品（生鮮品、弁当・日配品、加工食品等）	16.3%	33.3%	91.5%	21.5%	22.2%	21.4%
	仕入れた材料の使い残し	9.0%	5.6%	34.1%	18.8%	16.7%	19.0%
	事故品（異物混入等で回収したもの）	12.0%	11.1%	30.5%	8.3%	5.6%	8.7%
飲食物の調理・提供	お客様の食べ残し	4.8%	0.0%	15.9%	88.9%	88.9%	88.9%
	事前の作り過ぎなど、需要予測ミスによる廃棄	7.8%	5.6%	34.1%	58.3%	55.6%	58.7%
	試作品・サンプル品（食品衛生対応を含む）	9.0%	5.6%	11.6%	20.8%	44.4%	17.5%
その他	その他 ^{注2)}	6.0%	5.6%	2.4%	3.5%	5.6%	3.2%

出典：愛知県食品ロス削減推進計画（愛知県、令和4年（2022年）2月）

注1) 運転開始・終了時のロスなど、操作ミスによるロス

注2) 設備の清掃時に発生する食品ロス、契約により入荷量が固定されていることによるロス等

第3節 本市の状況

1) 家庭系ごみの組成

令和7年度に実施した市内4地区の家庭系燃やすしかないごみを対象としたごみ組成調査結果を図6.4及び図6.5に示します。

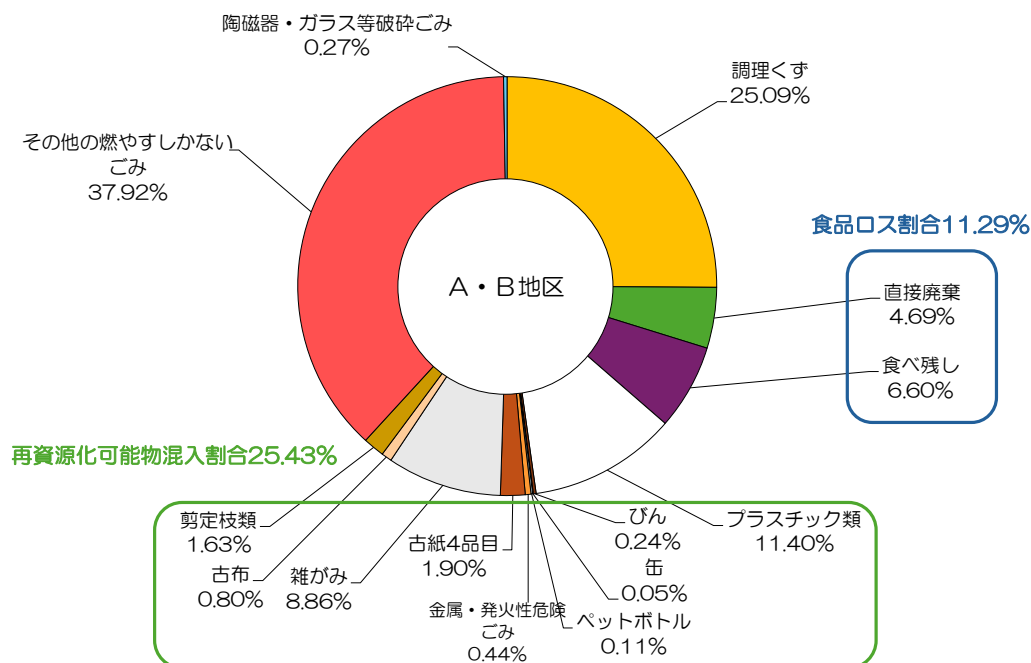


図 6.4 A・B地区の家庭系ごみ組成（燃やすしかないごみ）

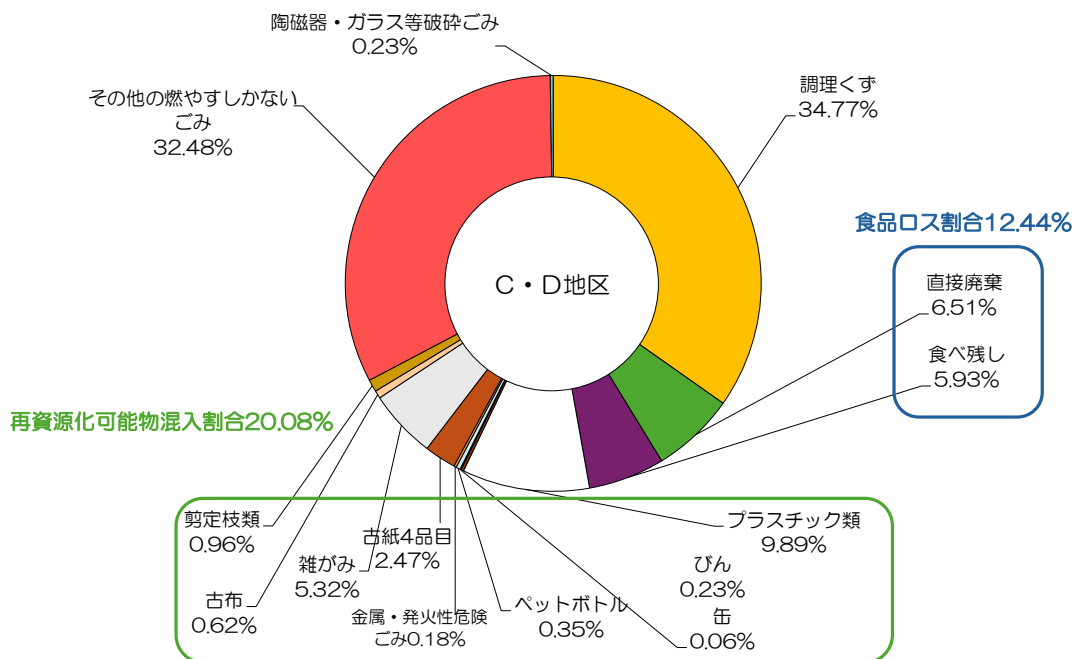


図 6.5 C・D地区の家庭系ごみ組成（燃やすしかないごみ）

2) 食品ロス発生量の推計

① 家庭系食品ロス発生量

令和7年度に実施した家庭系燃やすしかないごみのごみ組成調査結果に基づいて、令和6年度における食品ロス発生量の推計を行いました。

また、国や愛知県が食品ロス削減計画の基準としている平成12年度及び令和元年度の食品ロス発生量については、愛知県の公表している食品ロス発生量から1人1日当たり食品ロス発生量を算出し、本市の人口を乗じて推計しました。

国及び愛知県の令和12年度目標値は、平成12年度発生量の半分としていますが、本市は令和6年度において平成12年度の約30%となっています。燃やすしかないごみ中に食品ロスが約12%含まれていることから、引き続き、食品ロスの削減に取り組む必要があります。

表 6.2 本市の食品ロス発生量

区分			単位	平成12 (参考値)	令和1	令和6	令和12 (国・県目標)
				(2000)	(2019)	(2024)	(2030)
家庭系食品ロス	本 市	食品ロス発生量	t/年	7,345	4,363	2,255	—
		1人1日当たり食品ロス発生量	g/人・日	138	78	42	—
	愛知県	食品ロス発生量	千t/年	356	215	—	178
		1人1日当たり食品ロス発生量	g/人・日	138	78	—	65
	全 国	食品ロス発生量	万t/年	433	261	—	216
		1人1日当たり食品ロス発生量	g/人・日	93	56	—	51
事業系食品ロス	本 市 (産業廃棄物を除く 事業系ごみ)	食品ロス発生量	t/年	6,173	3,422	1,793	—
		1人1日当たり食品ロス発生量	g/人・日	116	61	33	—
	愛知県 (産業廃棄物含む)	食品ロス発生量	千t/年	469	265	—	235
		1人1日当たり食品ロス発生量	g/人・日	182	96	—	85
	全 国 (産業廃棄物含む)	食品ロス発生量	万t/年	547	309	—	219
		1人1日当たり食品ロス発生量	g/人・日	118	67	—	52

注1) 家庭系食品ロス：平成12年度、令和元年度は愛知県の1人1日当たり食品ロス発生量から推計

令和6年度は燃やすしかないごみ組成分析結果に基づいて算出

注2) 事業系食品ロス：本計画対象は事業系食品ロスのうち、産業廃棄物を除く事業系ごみ関係の食品ロス

愛知県及び全国は、産業廃棄物を含む食品ロスを対象としている

平成12年度、令和元年度は、「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」(環境省、令和7年3月)を参考に算出

令和6年度食品ロス量は、令和4年度名古屋市事業系食品ロス実態調査に基づいて算出

② 事業系食品ロス発生量

本計画の対象とする事業系食品ロス発生量（産業廃棄物を除く事業系ごみ）については、事業系燃やすごみのごみ組成分析を実施していないため、本市に近接している名古屋市が令和４年度に実施している事業系食品ロス実態調査結果に基づいて、令和６年度における食品ロス発生量（産業廃棄物を除く事業系ごみ）の推計を行いました。また、その他の年度については、「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」（環境省、令和７年３月）に示される方法を参考に推計しました。

国及び愛知県の令和１２年度目標値（事業系ごみ、産業廃棄物含む）は、国は平成１２年度発生量を６０％削減、愛知県は平成１２年度発生量の半分としていますが、本市は令和６年度において平成１２年度の約２９％となっています。燃やすごみ中に食品ロスが多く含まれていることが予想されることから、引き続き、食品ロスの削減及び再資源化に取り組む必要があります。

第４節 基本理念

食品ロス削減に対する市民・事業者及び行政の意識を高め、さらには具体的な行動につなげていくことで、食品ロスの発生抑制と減量化を図ります。

食品ロス削減推進計画における基本理念は、以下のとおりとします。

基本理念「みんなで減らそう、食品ロス」

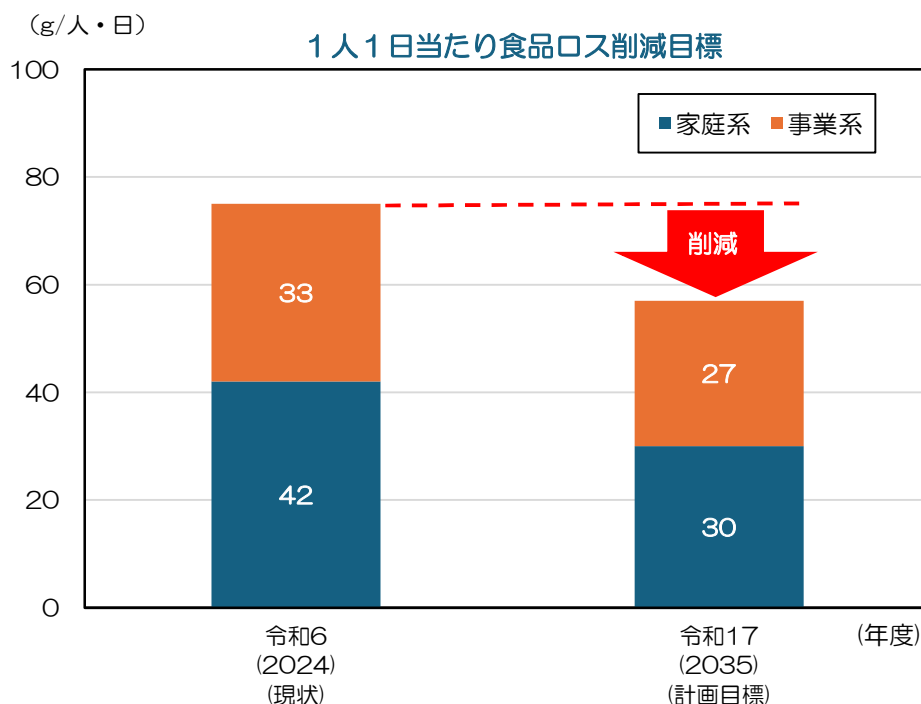
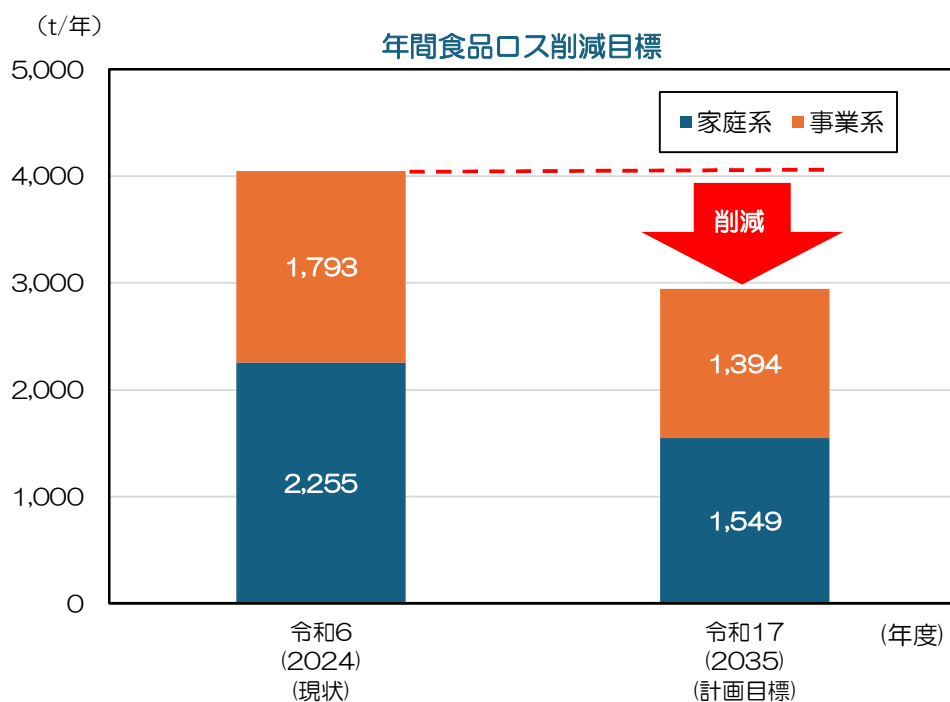
市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、食品ロス削減のための取組を実施することで食品ロスの発生抑制と減量化を図ります。

第5節 数値目標

本市の状況で示しました本市の食品ロス発生量推計値に基づいて、家庭系及び事業系ごみ排出量全体の減量化・再資源化と整合性を取りつつ、数値目標を以下に示すように設定します。

上の図は年間の食品ロス削減目標、下の図は1人1日当たりに換算した食品ロス削減目標を示しています。

なお、事業系食品ロスは事業系ごみ中に含まれるものを対象としています。また、食品ロスの削減数値目標は、ごみ排出量全体の減量化・再資源化の一部となりますので、中間目標は設定していません。



第6節 求められる役割と行動

1) 市民の役割

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。

その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移すことが必要です。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品や店舗を積極的に利用する等で持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援することが望まれます。

2) 事業者の役割

① 農業・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施することが必要です。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが必要です。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行うとともに、行政が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

② 全ての事業者

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、従業員等への啓発を行うことが必要です。また、事業における備蓄や防災備蓄食料品の適切な管理に努める（フードバンクへの提供を含む。）とともに、事業者同士が連携することで食品ロスを削減することが求められます。

3) 行政の役割

市民の役割及び事業者の役割についての理解を促進し、各主体において能動的に実践ができるよう、次節に掲げる取組を推進していきます。

第7節 食品ロス削減に向けた取組



1) 啓発活動の推進

具体的な取組	位置付け	内容
①小中学校総合学習への職員派遣等	継続	食品ロス削減及び食品リサイクル促進のための啓発内容を副読本へ掲載することや出前講座などの教育支援を行い、若年世代の食品ロス削減意識の向上に努めます。
②市広報、SNS等による食品ロス削減の取組推進、周知・啓発	拡充	10月の食品ロス削減月間などに「3010運動」や「てまどり運動」をはじめとした食品ロス削減に関する情報等の周知・啓発を行い、更なる食品廃棄物の削減を図ります。
③フードドライブ活動等の推進	新規	フードドライブ活動をはじめ、食品廃棄物の発生抑制につながる取組を推進します。



2) 家庭系食品ロスの削減

具体的な取組	位置付け	内容
①エコクッキングの奨励	新規	ホームページ等により、ごみを出さない調理方法の周知・啓発を行っていきます。
②食品ロス削減のためのエコレシピの周知・啓発	新規	食材廃棄の少ない料理（エコレシピ）や余った料理のリメイク（アレンジ）レシピの周知・啓発を図ります。
③生ごみ処理機器によるごみ減量化の支援	拡充	生ごみ処理に関する情報を市民に提供していきます。家庭用生ごみ処理機器の購入世帯に支援を行います。また、生ごみ処理機器で処理した後の堆肥について、有効利用できるよう検討を行います。



3) 事業系食品ロスの削減

具体的な取組	位置付け	内容
①事業者と連携した食品ロス削減の仕組みづくりの検討	新規	食品ロスの実態を継続的に把握し、飲食店等における食べ残しの持ち帰り推進や廃棄間近の食品を抱える飲食店等と購入希望者を繋げるフードシェアリングなど各種仕組みづくりを検討します。
②未利用食品の活用	新規	過剰在庫食品や、更新時期を迎える災害時用備蓄食料等をフードバンク団体などに寄附してもらうよう、呼びかけます。
③民間再資源化施設への食品残渣の搬入促進	拡充	小牧岩倉エコルセンターへの食品残渣の搬入を一部制限し、市外も含めた民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進します。また、飲食業者が集まる会合等で再資源化施設の紹介等を行い、食品残渣の再資源化を推進します。

第7章 計画推進・管理計画

本計画の進行管理においては、図 7.1 に示すように Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行っていくものとします。

計画の進捗状況については、毎年の実態を集計し清掃事業概要にとりまとめ公表するとともに、小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）への進捗報告を行います。また、毎年度策定する実施計画においては、各年度の進捗に併せて計画内容を検討し、計画推進に努め、本計画に基づき実施する各種施策については市民・事業者・行政の三者の協働を深め、ネットワークを構築します。

なお、関係法や制度の改正、施行及びその他の諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行い、その際には審議会において、市民、事業者からの意見を求め協議します。

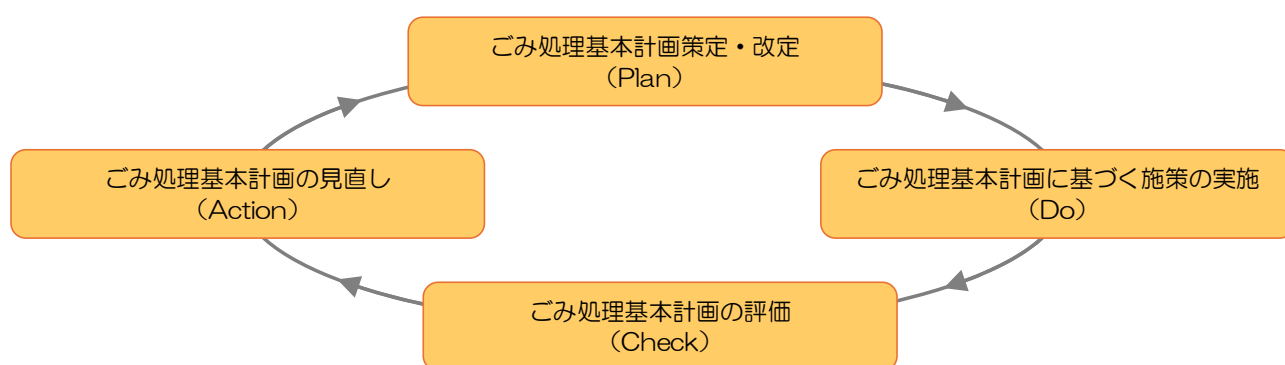


図 7.1 計画進行管理の概念図

Plan (計画)	目標を定めた計画を策定する
Do (実行)	市民・事業者・行政の協働による計画の推進を行う
Check (評価)	取組内容について指標等と比較し評価を行い、その内容を公表する
Action (見直し)	達成状況の評価や諸条件の変動などを踏まえた計画の見直しを行う

[A～Z]

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）

有機塩素化合物の一種で多くの異性体があり、人体や生物に対する強い毒性をもっているものです。一部のPCBは家庭用家電製品の部品に使用されているものもあり、PCBを含む部品が使用されている製品は特別管理一般廃棄物として取り扱われます。

●SDGs / 持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている2016年から2030年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

●SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略でインターネット上の交流を目的としたサービスのことで、スマートフォンの普及に伴い行政の情報提供サービスへの活用も進められています。

[あ 行]

●アダプトプログラム（Adopt Program）

地域住民・地元事業者等と行政が互いの役割分担のもと、継続して美化を進める協働事業のこと（アダプト＝〇〇を養子にする）です。

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、ごみ、し尿、浄化槽汚泥などのことです。一般家庭の日常生活から生じる家庭系一般廃棄物と事業活動を伴って生じる事業系一般廃棄物に区分されます。

●ウェルビーイング（Well-Being）／高い生活の質

第六次環境基本計画では、「環境の保全を通じた、現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」のことを「ウェルビーイング／高い生活の質」と定義しています。また、ウェルビーイングとは、単に経済的な豊かさだけでなく、国民一人ひとりの幸福や生活の質を重視する概念です。具体的には、身体的、精神的、社会的に良好な状態を指し、持続可能な社会の実現に向けて、環境、経済、社会の調和を図ることを目指しています

[か 行]

●感染性一般廃棄物

病院や診療所などの医療関係機関等から発生する感染のおそれがある一般廃棄物のことです。感染性一般廃棄物は、特別管理一般廃棄物に該当します。

●許可業者

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物は都道府県知事、一般廃棄物は市町村長の許可を受けて廃棄物の収集運搬を業として行う者のことです。

●拠点回収

市民の利便性の向上を目的とした資源回収の手法の一つで、公共施設などに回収ボックス等を設置して、資源を回収する方式のことです。

●小牧市一般廃棄物処理実施計画

市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年ごとに定めた計画のことです。

●小牧市分別収集計画

容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設の整備に関する事項など、容器包装廃棄物の分別収集に関する基本的事項を定めた計画のことです。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条において、容器包装廃棄物の分別収集を行う市町村は3年ごとに5年を1期として定めることとされています。

●こまやか収集

ごみや資源を決められた場所に出すのが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の世帯などを対象に行っているごみ・資源の戸別収集による排出支援のことです。

●ごみの組成

ごみの中に含まれる物質の種類別重量（容量）内訳のことです。ごみがこういったもので構成されているかを知るための参考となります。分析時に乾燥した状態（乾ベース）で重量を測定する方法と湿潤状態（湿ベース）で重量（容量）を測定する方法があります。

[さ 行]

●サーマルリサイクル（Thermal Recycle）

廃棄物を焼却など熱処理する際に単に処理するだけではなく、発生する熱エネルギーを回収し、再利用することです。

●災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のことです。住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと倒壊・破損した建物などのがれき、木くず、コンクリート塊、金属くずなどのことをいいます。

●最終処分

中間処理後の残渣が周辺環境に影響を及ぼさないよう最終処分場に埋立処分を行うことです。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定された20種類の廃棄物のことです。産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。

●資源循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことです。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

●指定法人（容器包装リサイクル法）

主務5省（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境）が容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき指定する再商品化業務を行う法人のことです。現在は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定されています。

●循環経済（サーキュラーエコノミー、Circular Economy）

循環経済とは、大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向的に進む直線型経済（リニアエコノミー）に代わって、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環型の経済社会活動のことです。

経済システムに投入した原材料や製品はその価値をできる限り高く保ったまま循環させ続けることで自然を再生し、人々のウェルビーイングや環境負荷と経済成長を分離することを目指しています。

●集じん灰

燃やすしかないごみを処理する際に発生したばいじんのことです。

●焼却灰

ごみを焼却した際に燃え殻として残り、焼却炉から排出されたもののことです。

●スラグ（Slag）

ごみをガス化溶融炉などによって処理した後に生成される焼却灰が溶融固化された物質のことです。建築資材の原材料などとして再生利用されます。

＊ガス化溶融炉：ごみを従来のように焼却するのではなく、無酸素状態で蒸し焼きにすることでガス化し、残りかすを溶融する処理方式のことです。

[た 行]

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で廃棄物の燃焼過程や農薬製造の過程などで生成する毒性の強い物質のことです。ごみ

焼却施設においては、排出抑制に従った適正な処理によりダイオキシン類の生成を抑制しています。

●第六次環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、全ての環境分野を統合する最上位の計画として、目指すべき文明・社会経済の在り方を提示するものです。令和5年5月21日に閣議決定され、環境保全を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」、「人類の福祉への貢献」を目的として掲げています。

●第三次小牧市環境基本計画（改定版）

本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の第三次計画のことです。令和7年3月に令和7年度から令和12年度を計画期間として改定され、目指すべき望ましい環境像として「尾張野の 四季の恵みが 実感できるまち」「環境都市こまき」を掲げています。

●第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画のことです。令和6年8月2日に閣議決定され、循環分野における基盤整備や持続可能な社会づくりとの統合的取組の推進をしています。

●中間処理

収集したごみが最終処分に至るまでの間に行われる処理のことです。破碎、圧縮や焼却処理をいいます。

●特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康または生活環境に係る被害を生じおそれのある性状を有するものとして法に定められている廃棄物のことです。ばいじん（集じん灰）、感染性一般廃棄物、PCBを含む部品、廃水銀が対象となります。

[な 行]

●認定事業者

使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に定められた使用済小型家電の再資源化を適正に行うことができる者として国から認定された事業者のことです。本市では、認定事業者と連携した家庭系パソコンの回収を行なっています。

[は 行]

●廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称で、廃棄物の排出抑制及び適正な処理の実施により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律のことです。廃棄物の定義や国民、事業者、地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定められています。

●フードドライブ (Food Drive)

フードドライブとは、家庭や企業に眠る「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」を集め、地域の福祉施設やフードバンク、こども食堂などに寄付する活動です。

[ま 行]

●マイクロプラスチック (Microplastics)

海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子で大きさが5ミリメートル以下のものを指します。海洋を漂流するプラスチックごみが紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる脱落した繊維、また研磨材として使用されるマイクロビーズなどが含まれます。

●マテリアルリサイクル (Material Recycle)

廃棄物を原料として再利用することです。具体的には使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを回収し、利用しやすいように処理して新しい製品の材料もしくは原料として使うことを指します。

[や 行]

●溶融

ごみ処理において、1,700~1,800℃の高温で廃棄物を溶かし、溶融スラグを生成する処理方法のことです。

[ら 行]

●リフューズ (発生回避、Refuse)

不要なものやごみになるものを「拒否する」、つまり受け取らない、買わないことで、ごみの発生を抑制する取組のことです。具体的には、レジ袋や過剰包装を断ったり、必要のないものを買わないようにすることで実践できます。

●リデュース (発生抑制、Reduce)

廃棄物の発生自体を抑制することをいいます。リユース、リサイクルよりも優先されており、リデュースのためには事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売などの自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るまで全ての段階での取組が求められています。

また消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が求められます。

●リユース (再使用、Reuse)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には、①あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

●リペア（修繕、Repair）

英語の「repair」をカタカナ表記した言葉で、修理、修繕、修復といった意味を表します。主に、壊れたものや傷ついたものを元の状態に戻す、またはより良い状態にする行為を指します。

●リサイクル（再生利用、Recycle）

廃棄物を再利用することをいいます。原材料として再利用するマテリアルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルがあります。

[数 字]

●5R

リフューズ（Refuse）、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リペア（Repair）、リサイクル（Recycle）、の頭文字を示しており、資源循環型社会を形成していくための基本的な5つの取組のことです。リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクルの順番で取り組むことが求められています。